

第3章

放射能汚染の除去に関する民事裁判が提起する法の課題

—人形峠ウラン汚染事件裁判といわき市原発事故汚染事件裁判から考える—

片岡 直樹

1 はじめに：考察対象の放射能汚染除去に関する民事事件裁判

長期間にわたる放射能汚染に対して、汚染原因の放射性物質除去を求めた人形峠事件は、福島原発事故による広範かつ長期間継続する汚染問題への取組みを考えるために、貴重な経験を我々に示している。

人形峠周辺では、原子力発電のための核燃料開発として、ウラン探鉱が行われた。鳥取県東郷町方面地区では、1958年から1961年までウラン鉱石の採掘が行われ、ウラン鉱石および放射性物質で汚染された岩石・土砂など（ウラン残土と呼ばれている）が長年放置されてきた。このウラン残土の撤去について、地元の方面地区自治会とウラン残土を放置してきた動力炉・核燃料事業団との間で合意が成立し、1990年に「ウラン残土の撤去に関する協定書」などの合意文書が交わされた。

ところが撤去合意文書があるにも関わらず、汚染原因者が長期間（協定書締結から10年）に渡り撤去作業を実施しないことから、協定書で合意している撤去行為の実施を求めて地域住民の側から民事訴訟が2000年に提起された。協定書を締結した自治会の方面区が原告で提訴した「自治会訴訟」と、方面区の住民である榎本氏が提訴した「榎本訴訟」である。この「自治会訴訟」で被告に対する撤去請求を認容する判決が確定して、協定書で撤去が約束されたウラン残土については、最終的に2006年11月に方面地区から撤去された⁽¹⁾。放射能汚染の原因物質の除去に、裁判が一定の役割を果たした先例である。

さて福島原発事故による放射能汚染に対して、放射性物質除去を求めた訴訟が提起されている。2011年10月、いわき市の土地の汚染除去を請求する民事訴訟が東京地方裁判所に提起された。この裁判は控訴審の東京高等裁判所で2013年6月に原告の請求が却下され、判決が確定している。放射性物質の汚染除去については、2011年8月30日に「平成二十

⁽¹⁾ これらの裁判と問題解決までの経緯などは、土井淑平・小出裕章『人形峠ウラン鉱害裁判』（批評社、2001年）、および小出裕章・土井淑平『原発のないふるさとを』（批評社、2012年）を参照されたい。

三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法と略称されている。）が公布され、国や自治体による放射性物質の除去作業が進められている。汚染物質除去について「行政」による取組みが進行するなかで民事裁判が行われたのだが、裁判所は汚染除去請求を認めなかった。どのような裁判であったのか。

放射性物質除去に関する裁判について、先行事例と言える「人形峠事件」の裁判と、東京地裁で争われた「いわき市事件」の裁判について、その具体的な内容を明らかにし、放射性物質除去による放射能汚染問題の解決のために、「法」にどのような課題があるのかを明らかにする。

2 人形峠ウラン残土撤去請求事件の裁判

（1）「自治会訴訟」裁判での放射能汚染問題への認識

「自治会訴訟」は、1 審鳥取地裁が 2002 年 6 月 25 日に原告勝訴の判決を下し（『判例時報』1798 号 128 頁収載）、2 審広島高裁松江支部も 2004 年 2 月 27 日に原審判決を維持し、控訴を棄却した（事件番号は、平成 14（ネ）78 号。最高裁ウェブサイトの裁判例情報に収載。）。被告側は上告したが、最高裁は 2004 年 10 月 14 日に上告事由に該当しないとして上告を棄却し、原告勝訴判決が確定した（判例集などには未収載）。自治会と撤去合意したウラン残土は判決確定後もすぐに搬出されず、最高裁で判決が確定してから 2 年余り経った 2006 年 11 月 11 日に撤去が終了した。

「自治会訴訟」の争点は、協定書の文書の文言内容に関する民法上の解釈論にあったために⁽²⁾、放射能汚染は裁判では直接の争点とはなっていない。しかし「協定書」に基づく撤去が実施されなかったのは、ウラン残土の搬入先と想定されていた岡山県が受け入れを拒否し、また他の自治体でも拒否されて、被告が搬出先を確保できなかったためである。このような状況を前提とした上で、裁判所は「協定書」に基づく撤去請求を認めたのである。人形峠事件で放射能汚染のリスクをもたらすウラン残土を処理する場所について「盪回し」という状況が発生したことを指摘して、「盪回し」の恒常化を防ぐ制度の構築が必要であるという指摘が 2007 年に研究者によってなされている⁽³⁾。なお注（2）に挙げた

⁽²⁾ 「自治会訴訟」裁判での法的論点については、荏原明則（2005）「ウラン残土撤去訴訟」（『法令解説資料総覧』279 号、136 頁）、および渡辺達徳（2003）「判例研究」（『判例時報』1824 号 168 頁（判例評論 535 号 6 頁））を参照されたい。

⁽³⁾ 坂井宏介・及川敬貴（2007）「(2) ウラン残土撤去請求事件－鳥取地裁平成一四年六月二五日判決」（『環境法研究』32 号（有斐閣）、54 頁）は、「自治会訴訟」判決が提示する法政策課題を指摘する。

判例研究の著者等も、この事件でウラン残土の撤去は、受入れ先が決まるまで事実上できないことを認識しての判決評釈を行っている。

ところで「自治会訴訟」では、汚染物質除去の前提である放射能汚染は、裁判での審理事項となっていない。ただし締結された「協定書」の内容などについて 1 審鳥取地裁判決は「争いのない事実等」のところで取上げている。判決文が取上げている「協定書」の内容では、放射能汚染との関係で以下の事項が重要である。残土撤去にかかわる費用負担はすべて原因者の責任とすること、残土撤去と運搬作業に於ける安全対策は万全を期すること、ウラン残土堆積による地区住民の健康障害・環境汚染等の不安解消のために実態調査と健康相談等を実施すること、である。これらの「協定書」記載事項は、放射能汚染を前提として、地区住民が「健康障害・環境汚染等」の不安を持つことが当事者間の共通の事実認識であることを前提として、撤去するという合意となっていることを示している。

（２）「榎本訴訟」裁判での放射能汚染問題への認識

方面区自治会のメンバーである榎本氏は、自治会訴訟が 2000 年 11 月に提訴された後、同年 12 月に土地所有権に基づきウラン残土の撤去を求める民事訴訟を提起した。請求内容は、土地の上に置かれているウラン残土を撤去して土地を明け渡すこと、ウラン残土が存置されていることによって土地利用が妨害されていることに対する妨害排除請求権による撤去の請求、そしてウラン残土の放射能によって健康被害の恐怖に長年さらされてきたことなどによる精神的損害に対する慰謝料請求である。

１）「榎本訴訟」 1 審裁判での放射能汚染問題への認識

1 審の鳥取地方裁判所は 2004 年 9 月 7 日、原告の請求の一部を認容し、ウラン残土の一部撤去を被告に命じた⁽⁴⁾。鳥取地裁判決（『判例時報』1888 号 126 頁掲載）は、ウラン残土を、第 1 残土（被告によってフレコンバック詰めされて存置するウラン残土）と第 2 残土（土地の上にそのまま存置されてきたウラン残土）の 2 つに分け、第 1 残土の撤去を認めた。第 2 残土の撤去が認められなかったのは、第 2 残土は採鉱活動が行われていた時（1958 年から 1961 年までの間）から存置されてきたものであるため、土地と一体化しているという被告の主張（附合の主張）を裁判所が認めたためである（判決「第四 当裁判所の判断」の「4 争点（3）」の「（4）本件第 2 残土による本件第 1 土地の利用に対

⁽⁴⁾ 1 審鳥取地裁での裁判進行と裁判での当事者の主張などは、片岡直樹「ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判—「榎本訴訟第 1 審について」」（『現代法学』第 26 号（2014 年）、第 28 号（2015 年））を参照されたい。放射能汚染についての裁判での主張・立証と判決については、『現代法学』第 28 号、72～83 頁を参照されたい。

する妨害の有無」)。

ウラン残土の放射能汚染による土地利用妨害そのものに関しては、第1残土そして第2残土とも判決で認められている。第1残土については、フレコンバッグの表面線量と、フレコンバッグの置かれている土地の地表1メートルの空間線量が考慮されて、放射能汚染について判断している。線量は被告の測定データである。その数値を元に1年に換算した数値として、判決では以下の数値が認定されている。表面線量（「平成5年12月2日ないし平成6年6月8日測定」）については、平均値7.45 mSv/y、最大値26.28 mSv/y、最小値2.28 mSv/y。地表1メートルの線量（「平成11年9月29日測定」）については、平均値1.84 mSv/y、最大値3.06 mSv/y、最小値1.05 mSv/y。判決は、これら数値が一般公衆に対する線量限度（外部放射線に係る実効線量が年間1 mSv）を超えていると判断したが、年間放射線量の換算では24時間365日で計算している。その理由として「土地の利用は、所有者が立ち入るだけでなく、植物の栽培、動物の飼育など多様であることを考えると、土地所有者が当該土地に立ち入る時間帯だけに限定して、放射線量を比較することは妥当とは言い難く、1年当たりの実効線量を算出し、これを規制値と比較するのは、所有権侵害の有無を判断する上で意味がある」からとする。

一方第2残土については、判決は具体的な数値は示さず、第1残土と同様に被告の測定データを元に、24時間365日として1年に換算した数値が、地表と地表1メートルのいずれも「平均値及び最大値において一般公衆の線量限度を上回っており、本件第2残土も、本件第1残土と同様、本件第1土地の利用を妨害している可能性を否定できない。」と判断した⁽⁵⁾。

原告は精神損害として、放射能による精神的損害と、土地利用妨害による精神的損害を主張したが、鳥取地裁判決はいずれも認めなかった。判決は、ウラン残土による土地利用妨害があることは認めたが、本件土地を原告が取得した経緯からはウラン残土による影響を原告は十分に認識していたと考えられるので、土地利用妨害を理由とする精神的損害を認めることはできないとされた。一方、ウラン残土放射能による健康被害の恐怖に対する慰謝料請求については、原告の健康と生活環境への影響を認めず、請求を棄却している（判決「第四 当裁判所の判断」の「7 争点(6)」)。判決は、本件ウラン残土からラジウムやラドンが発生して、周囲に拡散している可能性は認められるとした。しかしラジウ

⁽⁵⁾ 判決の参照書面からは、第1残土と同じく被告測定データが参照されていると考えられる。参照書面で示された第2残土の測定データ（1994年4月25日、同年5月9日と10日に測定）は、地面が最大値1.8 μSv/h、平均値は0.2 μSv/hで、一方地表1メートルは、最大値0.6 μSv/h、平均値が0.2 μSv/hである。

なお前掲注(4)の『現代法学』第28号、82頁で、測定日を「5月9日と19日」と記しているが、「19日」ではなく、「10日」である。

ム汚染については、原告居住地にまで広がっていることを認めるに足りる証拠がないとした。またウラン残土のラドン汚染については、原告の主な生活の場である梨畑や居住地区の平衡等価ラドン濃度はいずれも10 Bq/m³未満であり、一般人の線量限度(20 Bq/m³)を下回っているとした。

2) 「覆本訴訟」 2 審裁判での放射能汚染問題への認識

2004年9月の鳥取地裁判決に対して、原告・被告とも控訴した。2審の広島高裁松江支部は2006年7月19日に判決を下し、原告の請求を棄却したほか、1審が認めたウラン残土のうちの第1残土撤去命令を取消した(判例集未収載)。これは2審の審理中に第1残土が撤去されたからである。2004年10月の「自治会訴訟」最高裁判決でウラン残土撤去命令が確定し、被告は2005年8月29日から9月17日にかけて第1残土を撤去した。そのため広島高裁松江支部は、第1残土は撤去済みであるから原告の土地の上に第1残土があるかどうかは争点事項とならないとした上で⁽⁶⁾、1審判決の撤去命令を取消したのである。

ウラン残土の第2残土については、2審でも土地に附合していると判断された(判決「第5 当裁判所の判断」の「4 争点(2)」および「5 争点(3)」)。判決は、「第2残土が当該土地付近以外の土地から持ち込まれたのであれば、本件第2残土の有害性の程度や存置されている土地との結合の程度によっては、当該土地と一体となっていないと評価する余地はある。」としつつ、「第2残土は、当該土地付近の地中に存したものであり、また、上記認定のとおり、本件第2残土の上には草木が生い茂っている状況にあることを総合考慮すると」、存置されている土地から独立性を有していないので、土地に附合したとする。2審判決は、附合したものは、それぞれ土地の所有権者の所有に属するので、被告は所有者

⁽⁶⁾ 第1残土が原告の土地の上にあるかないかは、1審裁判で最大の争点となっていた。これについては注(4)の『現代法学』第28号の49～53頁、および83頁を参照されたい。

ところで2審で1審原告は請求の追加をしている。2審で、2006年1月24日の趣旨拡張の申立てで、1審被告が本件土地の所在を示す図面を裁判で証拠として提出しなかったことから、1審原告が裁判での被告の図面隠しによって受けた財産的・精神的損害について不法行為責任に基づく損害賠償請求が追加された。これに対して2審判決は「本件請求の拡張前の請求との間に請求の基礎に同一性がないことは明らかである。そして、本件請求の拡張について、1審被告は同意していない。」として訴え変更を不適法とした(判決書5頁からの「(2) 当審における審判の対象」参照)。

ここで問題となった図面は、1審で最大争点となった土地の位置について、原告の主張を裏付けるものであった。そのためか、2審判決は1審判決の土地位置の判断部分を判決文から削除している。判決書14頁の「(2) 本件土地の十分な利用が妨げられることによる精神損害について」の「ア 1審原告の本件第1土地取得の経緯」の本文で、「ただし、原判決30頁20行目から21行目にかけての(実際の位置関係は、前記2のとおりである。)を削る。」としている部分である。

ではないから妨害排除を請求する相手ではない、という1審の判断を認め、1審原告の請求を棄却した。原告は、第2 残土の有害性を主張し、また土地からの分離可能性も主張したが、判決は、上記のように第2 残土の所有権が被告にはないから、被告が妨害行使者ではないとして、第2 残土の有害性についての直接の判断を示していない。

2 審判決で放射能汚染に関する判断が示されているのは、精神損害の争点のところである。判決は、1 審判決の判決文(上記の1 審判決の「第四 当裁判所の判断」の「7 争点(6)」の部分)を引用したほか、原告の主張について以下のように否定した(判決「第5 当裁判所の判断」の「6 争点(6)」)。第1 に、原告に「現実に具体的な健康被害が出ていることは認められないところ(全弁論の趣旨)」、それでも本件ウラン残土から発生するラジウムやラドン等により精神的被害を受けたというためには、「一般的な科学的知見の裏付け」によって、ラジウム等から「人体に悪影響を及ぼすことが相当程度確実に予測される状況であったことが前提となるべき」とする。この前提の上で、第2 に低線量被曝による人体影響に関する原告の主張の根拠である「LNT仮説」について、「放射線防護の観点から、安全側の評価となることから導入された仮説であり、一般的な科学的知見の裏付けがあるものではない(乙67、乙68)」と判断している。そして第3 に、第1 残土表面での実効線量についての1 審判決の認定数値(1年に換算した最大値26.28 mSv/y)を挙げた上で、これが第1 残土の表面のものであり、また24時間・365日の換算値であること、そして原告が本件土地から「約1 km離れた場所に居住していること」に照らすと、原告の「生活環境や健康等に危険を及ぼすことが相当程度確実に予測されるような状況にあったとは認められない。」と結論した。その上で第4 に、「相当程度確実に予測されるような状況にあったとはいえない以上、上記影響に対する心配のみで損害賠償を相当とするような精神的苦痛があったとは認められない。」とした。

以上の判決の判断の中で、低線量被曝の健康影響を否定する判断では2つの根拠が示されている。第1 に、広島・長崎の疫学調査によって「統計的に影響があると認められた最低線量は50 mSv/年である(乙87)」とする。第2 に、原告は50 mSv/年よりも低線量の被曝の場合でも「50 mSv/年以上の被曝の場合と同様の比例関係が存在すると推認される(LNT仮説一甲79)という」が「一般的な科学的知見の裏付けがあるものではない(乙67、乙68)」と、被告側の2つの意見書(乙67、乙68)を引証して、原告側意見書(甲79)を否定している。なお判決文引用の「50 mSv/年」は、判決文の記述のままである。

2 審判決が引証している被告提出の乙87号証は、原子力安全委員会が作成した、『討論

会「私たちの健康と放射線被ばく—低線量の放射線影響を考える」において寄せられた質問に対する回答について』(2003年9月11日、原子力安全委員会)という文書である。この表紙には、平成15年3月14日に開催された討論会で出された質問のうち、討論会の時間内に回答できないので、後日答えるとした質問について回答するものであるという趣旨が書かれている。判決の引証部分の文意からは、原爆生存者(広島・長崎)の疫学調査結果のところが参照されていると考えられる。同文書の「3. 疫学調査」の最後のところ(同文書6頁)では、白血病については確率的影響に分類され、「特にしきい値に相当する線量値はありません。広島・長崎の疫学調査では統計的に影響ありと認められた最低線量は50 mSv です。」としている。そこでの記述は年間線量の表現にはなっていない。ところで、同回答書では、「現行の線量限度は、実際に放射線の健康影響があらわれるレベルに対してどれほどの余裕があるのか」という質問に対して、次のような回答が書かれている(同文書の3から4頁)。「原子力施設の周辺監視区域の外側に対して定められている線量限度、年間1 mSv を生涯被ばくし続けた場合、及び、放射線業務従事者の線量限度、平均値として年間20 mSv (5年間で100 mSv かつどの1年間でも50 mSv) であり、18歳から65歳まで被ばくし続けた場合では、ICRP1990年勧告によれば、確率的影響に関して寄与生涯致死確率(放射線によって加算される確率)がそれぞれ0.4%及び3.6%と予測されます。これらの値は、今日の全死因に占めるがん死亡の割合31%と比べて十分に小さいといえます。」としている。

3) 1審判決と2審判決の「放射能汚染問題」認定の対照

1審判決は、ウラン残土(第1残土と第2残土)による放射能汚染が、ウラン残土が存置されている土地、そしてその土地に近接する土地では、人の利用を妨害する汚染であると認めた。2審判決では、第1残土が土地利用を妨害する汚染をもたらしているかどうかは判断されず(撤去済みだったため)、原告の居住地(ウラン残土の存置した土地から約1 km離れた)などへの汚染評価がなされ、生活環境や健康などへの危険が予測されるような状況ではなかったと判断した。両判決には、ウラン残土が置かれている土地での汚染評価と、そこから離れた土地での汚染評価という違いがある。

1審で利用妨害となる汚染と判断した基準について見ると、判決は「鉱山等における放射線の管理」に関する一般公衆に対する線量限度を取上げ、「平成13年経済産業省告示第205号2条」を根拠に、外部放射線に係る実効線量は年間1 mSv であることなどを示している。これに対して2審判決は、ウラン残土の存置地と近接土地の汚染ではなく、そこ

から離れた場所（約 1 km）での汚染について、広島・長崎の疫学調査で示された統計的影響のある被曝レベルとして年間 50 mSv（判決文の記述は 50 mSv/年）として、それよりも第 1 残土表面の実効線量が低いことを根拠に、放射能汚染を否定したのである。

ところで第 2 残土については、両判決とも「附合」を理由に、撤去請求を棄却している。汚染評価は、1 審判決では土地利用妨害となる汚染と評価している。その汚染の数値データは被告の 1994 年測定のもので、注（5）に挙げたように、地面で最大値 1.8 μ Sv/h、平均値は 0.2 μ Sv/h であり、地表 1 メートルでは最大値 0.6 μ Sv/h、平均値が 0.2 μ Sv/h である。これについて 2 審判決は直接の判断を示していない。2 審判決での上記の第 1 残土に関する汚染評価からすると、第 1 残土よりも低いレベルであることを考慮して放射能汚染を認めないと判断したのであろうか。

（3）人形峠事件裁判での放射能汚染問題への認識と問題点

「自治会訴訟」の裁判では、当事者が合意した放射性物質の除去・撤去に関する「協定書」で放射能汚染についての認識が示されていたことを、（1）で指摘した。第 1 残土と第 2 残土が地区住民に対して「健康障害・環境汚染等」の不安を持たせることは、当事者間で共通の事実認識であることが、「協定書」の記載事項として判決文で取上げられており、裁判所もこの共通認識についての事実を前提として裁判を行ったと考えられる。「協定書」で地区住民の不安に対して、「実態調査と健康相談等を実施すること」および「残土撤去と運搬作業における安全対策は万全を期すること」が明記されていることから、ウラン残土が存置されている土地での汚染の危険性だけではなく、存置されている土地から一定の距離がある地区住民の居住地などでの汚染の危険性も認識されていたと考えられる。そして「残土撤去にかかわる費用負担はすべて原因者の責任とすること」が「協定書」に記載されていることは、以上の 2 つの汚染危険性に関して、その責任の所在（汚染原因）について当事者間での事実認識が共有されていたことが示されている。

一方「榎本訴訟」の裁判では（上記（2）（3）でまとめたように）、2 種類のウラン残土の区分と、ウラン残土と土地位置の区分で、汚染影響の評価が行われている。フレコンバッグに詰められた第 1 残土と、土地の上にそのまま存置されていた第 2 残土とを分けて、放射能汚染の評価をしている。これは裁判での請求内容が、放射能汚染による土地利用妨害の除去と放射能汚染の危険による精神損害への損害賠償であったことと、裁判の進行中に「自治会訴訟」が進行して最高裁で判決が確定したことにより、汚染レベルの高い第 1 残土が撤去されていたことが関係していると考えられる。これにより裁判では、低線量被

曝の健康影響判断のための、汚染数値評価に焦点が絞られていったと考えられる。なお本件での汚染測定データは、1961年に被告がウラン探鉱を終了してから2000年の提訴までの期間の継続的観測データではなく、40年という時間の中での一部の時点（相対的にはわずかな時間）での測定データであることに留意したい。

「榎本訴訟」でのウラン残土の汚染評価は、上記のように1審判決と2審判決では分かれている。ここでは、裁判で提出された証拠を取上げ、両判決の判断について考えてみる。

「榎本訴訟」では、放射線・放射能汚染に関する専門家の意見書が、原告と被告の双方から証拠として出されている。その中に双方の専門家意見書が取上げている共通の論文がある。それは、馬淵清彦「2. 疫学に基づくリスク評価の立場から」（日本保健物理学会『保健物理』32(1)、5～8頁、1997年）である⁽⁷⁾。同論文は、最後の「まとめ」のところで、「広島・長崎の原爆被爆者の長期追跡による疫学データは、放射線リスク評価において重要な役割を占めてきたが、若年被爆者の加齢とともに、生涯リスク評価にさらに重要な情報を提供するものと考えられる。」とした上で「原爆被爆者疫学データは、線量反応曲線は固形がんについて閾値なしの直線モデル」を強く支持している、と結論付けている。同論文では、最低有意義線量区分を決定する作業を行った結果、最低有意義線量は0.05 Sv となったとした上で、今回の「有意義線量のレベルが、従来報告されていたものより低いということは、直線仮説を証明することにはならないが、その証拠を強めるものであろう。」としている。1審で原告は、低線量被曝の危険性について、「確率的影響」の領域であり、そこには「閾値」がないことを主張し、上記論文を根拠として示している。1審被告は、同論文の上記内容ではない、別のところを参照して低線量被曝の危険性を裏付けるものではない、と主張した。被告が引用している同論文の部分は「低線量リスク評価」を議論するときに疫学データを用いることの難しさを指摘しているところである（注（7）参照）。

この論文の内容が裁判でどう評価されたのかは、判決文からは明確ではない。1審判決は、注（7）に挙げた証拠も引証して以下のように判断している（「第四 当裁判所の判

⁽⁷⁾ 1審で原告が提出した「甲第67号証」5頁では、同論文を参照して「広島・長崎の原爆被爆者データは、図に示すようにむしろ低線量になるに従って、単位線量あたりの被曝の危険度が高くなる傾向を示している。」と記述する。

一方1審で被告が提出した「乙第68号証」では、論文のコピーを添付した上で、当該論文は、「3枚目（学会誌頁の7頁目）に『即ち、低線量域でのリスク推定値の解釈には多くの不確実性がつきまとい、見かけ上の値を受け取り難い場合が多い。これらは、低線量域でのリスク評価に用いる場合の大きな問題点で、原爆被爆者データのみならず、他の疫学データにも当てはまることである。』と明記してあって、「低線量では他の交絡因子により、疑似的な結果が出る」ことを示すために提示されたもの」であるから、原告意見書は「論文本来の主張と異なる主張を行っているものである。」と記述する。

断」の「4 争点(3)」)。すなわち「鉱山等における放射線の管理に関し、以下の知見が認められる。」とし、「(ア)線量限度とは、放射線防護の立場から、放射線の確率的影響には、しきい値がなく発症の確率と線量は比例するとの仮定の下で、確率的影響の危険を個人及び集団全般が許容できるレベルに制限するために設定された被曝線量の上限をいい、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づいて定められている。」としている。この判決内容からすると、原告主張の低線量被曝の危険性を前提とし、一般公衆の線量限度を基準として汚染評価を行ったと考えられる。これに対して2審判決は「50 mSv/年」を広島・長崎の疫学調査でも統計的に影響があると認められる最低線量として、前記のように汚染評価を行っている⁽⁸⁾。

さて以上のように1審と2審では、低線量被曝の危険性についての判断基準に違いがあるが、どちらが正しいかの医学的判断は筆者の能力を超える。ここでは、2審の判決が引証した乙87号証の記載内容から考察する。乙87号証は、2審で被告側が2005年7月に提出した証拠である。したがって1審裁判では判決の判断資料とはなっていない。

乙87号証の内容は、前記(2)2)で紹介したように、確率的影響に関して寄与生涯致死確率(放射線によって加算される確率)について、年間1 mSvを生涯被ばくし続けた場合では0.4%、そして放射線業務従事者の線量限度である平均値として年間20 mSv(5年間で100 mSvかつどの1年間でも50 mSv)を18歳から65歳まで被ばくし続けた場合では3.6%と予測されるとしている。原子力安全委員会の2003年9月11日の文書は、健康への確率的影響があることを認めているのである。しかもこの説明からは、年間1 mSvの場合よりも年間20 mSvの場合には、それぞれの被曝期間の長さは違うが、致死確率をはるかに高いのである。乙87号証のこの内容を踏まえると、低線量被曝の健康影響について科学的証明がないとした2審判決はその根拠づけに問題があると考えられる。被告提出証拠でも危険性の存在を否定していない以上、低線量汚染による健康影響の可能性の証明は裁判で十分になされていたと評価できるからである。

裁判ではウラン残土が置かれている土地の利用の際の被曝影響(1審は評価した)と、原告の居住地での被曝影響との両者が考慮されるべきである。というのも両者はいずれも原告の生きていく空間であるからである。また汚染データが継続的調査データではないことを考えると、採鉱が終了した1961年からの長期にわたる被曝による健康への危険性がある

⁽⁸⁾ 判決文は、「50 mSv/年」となっているが、馬淵論文は「0.05 Sv」であって年間表示にはなっていない。また本文(2)2)の最後の段落で指摘したように、判決が引証している証拠文書では、「統計的に影響ありと認められた最低線量は50 mSvです」として、年間線量ではない(乙87号証の6頁)。

ことは、乙 87 号証が指摘している寄与生涯致死確率のデータ（危険性が存在しないという内容ではないこと）に関する説明から、裏付けられていると考えられる。

これらを踏まえると、低レベル放射線被曝での健康リスクがある可能性は証明されていることを、判決の論理構造のなかで評価することは可能だったと考えられる。というのも、原告は、放射線被曝による影響を日常的に心配して生活することで精神的苦痛を受けていると主張としているのであって、放射線被曝による健康被害の存在を主張しているのではないからである。2 審判決は原告に「現実に具体的な健康被害」が出ていないと判断して終えているが、それ以外に日常的な不安による精神的苦痛の可能性の有無を検討することは双方の立証内容からは可能だったはずである。さらに、原告がウラン残土による放射能汚染に暴露された時間は、被告によるウラン鉱山探鉱終了の 1961 年からウラン残土撤去終了の 2006 年 11 月 11 日（第 1 残土については 2005 年 9 月 17 日⁽⁹⁾）までの長期間に渡ったこと（2 審の口頭弁論終結 2006 年 4 月 19 日でも 45 年にもなること）は、「日常的な不安」の存在する評価事実として、裁判では考慮されるべきだったと考える。

3 いわき市放射性物質除去請求事件の裁判

いわき市の北部、川内村の西隣に位置する山林などが、福島原発事故による放射能で汚染されていることに対して、その土地の所有者が汚染原因者である東京電力を被告として、「土地を汚染した放射性物質を除去」することを求めた裁判で、東京地方裁判所は 2012 年 11 月 26 日、原告の請求は権利濫用であるとして請求を棄却した（『判例時報』2176 号 44 頁収載）。原告は控訴したが、2 審の東京高等裁判所は 2013 年 6 月 13 日に 1 審判決を取消し、控訴人（原告）の訴えを却下して、判決は確定した⁽¹⁰⁾。本件土地の面積は、2 審判決では約 32 万 9 千 8 百 22 平方メートルと認定（1 審判決で面積合計約 27 万平方メートルとしたのを訂正）されており、これだけの広さの土地の放射能汚染継続問題は、裁判では解決されなかったのである。以下では 1 審と 2 審の裁判の内容を検討し、法の課題を明らかにする。

⁽⁹⁾ 朝日新聞 2005 年 9 月 18 日「ウラン残土の搬出作業終了 鳥取・湯梨浜」（朝日新聞記事データベース「聞蔵 II・ビジュアル」）を参照。

⁽¹⁰⁾ 1 審東京地裁の判決は、判例データベースである「Westlaw JAPAN（日本法データベース）」と「D1-Law」にも収載されているが、東京高等裁判所の判決は、判例集などには未収載である。筆者は、東京高等裁判所の判決など訴訟記録を、東京地方裁判所民事記録閲覧室で、2015 年 12 月に閲覧した。なお本稿はこの時の、1 審と 2 審の訴訟記録の閲覧を元に執筆している。

(1) 「いわき市放射性物質除去請求事件」 1 審の裁判

1) 1 審裁判での 2 つの争点事項

1 審判決は、争点事項を 2 つに整理している。争点 1 として、本件訴えの適法性、そして争点 2 として、本件請求が社会的に妥当な範囲を逸脱しているか、である。東京地裁は原告の請求を棄却したが、それは争点 2 について、本件請求が権利濫用に相当すると判断しての結論である。

争点 1 については、2 つのポイントが判決で示されている（「第三 当裁判所の判断」の「一」）。1 つは、本件土地の空間放射線量率を毎時 0.046 マイクロシーベルトになるまで除染することは不可能かどうか。2 つ目は、原告の請求が不特定（上記線量率になるまで放射性物質を除去する方法が特定されていない）かどうか。前者については、その数値まで除染することが「およそ不可能であるとまで認めるに足りる証拠はない」とした。後者については、被告が履行すべき給付内容が「本件土地を汚染した放射性物質を毎時 0.046 マイクロシーベルトまで除去すること」と一義的に特定されているから、被告の主張に理由がないことは明らかであるとした。

前者のポイントの目標数値は、原告の請求の趣旨変更で提示されたものである。原告は「訴状」（2011 年 10 月 6 日）では「土地を汚染した放射性物質を除去」することを請求したが、最初の「準備書面」（2012 年 2 月 1 日）で請求の趣旨変更の申立をし、本件の「土地を汚染した放射性物質を毎時 0.046 マイクロシーベルトまで除去」することを求めた。原告は、自然界に存在する放射性物質を超えたものについて妨害排除を求められるのであり、本件土地では「福島市の平常時の最大値である毎時 0.046 マイクロシーベルトの放射性物質が自然界に存在すると認められる」から、請求の趣旨を変更するとした。これにより、空間放射線量率の具体的数値の達成可能性がポイントとなったのである。

2) 争点 1（訴えの適法性）に関する当事者の主張

以下では、長くなるが、争点 1 に関する裁判での当事者双方の主張を紹介する。この争点について 1 審判決は適法と判断したが、2 審では不適法と判断されているので、後で取上げる 2 審裁判の内容理解のために、ここに整理しておくことにする。

① 被告の最初の主張：方法が試行錯誤中であること

被告は「答弁書」（2011 年 12 月 19 日）の段階で、争点 1 の 2 つのポイントについて主張している（「第 3 被告の主張」の「1 放射性物質の「除去」方法について」）。まず、本件訴えは放射性物質の除去を求めるものだが、「除去」の具体的な方法は特定されていな

い、とする。そして続けて本件土地の地目は山林又は原野だが、「そのような場所における放射性物質は、枝葉の表面や腐葉土、下草、地表上に付着しており、それ自体を区分して搬出できるような形状ではなく、放射性物質を除去する方法はいわゆる除染によるほかはない。」とする。そして続けて、政府の原子力災害対策本部の策定した市町村の除染実施ガイドライン（乙1号証）に基づいて定められた「森林の除染の適切な方法等の公表について」（乙2号証）⁽¹¹⁾によれば、「森林全体への対応については、その面積が大きく、腐葉土を剥ぐなどの除染方法を実施した場合には、膨大な除去土壌等が発生することとなり、また、災害防止などの森林の多面的機能が損なわれる可能性があることから、拡散防止対策等も含めた調査を行い、その扱いについて検討を継続します。」と記載されていて、森林全体の現実的な除染方法は試行錯誤の状態で確立されていないと主張した。

②原告の主張：被告による効率的な方法選択での対応

原告は、被告の「答弁書」での上記の方法の特定に関する主張に対して、請求の趣旨変更をした「準備書面」（2012年2月1日）で「放射性物質の除去の方法は、除去の技術の進歩で変わりうるものであり、本件土地を被告の放射性物質で汚損した被告がその最も効率的な方法を選択すればよいのであり、特定の必要性を認めない。」と主張した。

③被告の第2の主張：除去の実現不可能と費用試算見積りの提示

これに対して被告は、「準備書面2」（2012年7月23日）で、「本件事故に由来するすべての放射性物質の「除去」に対する現実的な除染方法はなく、原告の請求は、あらゆる除染方法を講じたとしてもそれを実現することが不可能であるといわざるを得ない。そうすると、「除去」の具体的な方法は、特定しようとしても、特定できないのが実態であるといふべきである。」と主張した（「第1 本案前の申立て」の「2 申立ての理由」）。そしてこの主張を裏付ける主張として（「第2 被告の主張の補充」）、福島県農林水産部の生活圏の森林除染に関する指針（乙10号証）に基づいて、本件土地の除染費用の試算見積もりをした書類（乙11号証）を提出し⁽¹²⁾、そして除染目標を追加被ばく線量年間1 mSv（空間線量率0. 23 μ Sv/h）以下とした場合の費用でも17億6100万円になるとし（ここでは本件土地の評価額の被告試算額も示されているが、これは後の3）⑤で紹介する。）、

⁽¹¹⁾ 乙1号証は、原子力災害対策本部「市町村における除染実施ガイドライン」（平成23年8月26日）。乙2号証は、原子力災害対策本部「森林の除染の適切な方法等の公表について」（平成23年9月30日）。

⁽¹²⁾ 乙10号証は、福島県農林水産部「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」（平成24年2月）。乙11号証は、被告が作成した「いわき市――の山林の除染に係る試算報告書」（平成24年7月6日）で（「――」は地名だが本稿では明記しない。）、試算見積金額は、判決では「第三」の「二 争点二」のところで引証の上、記載されている。

さらに環境省の除染モデル実証事業の結果（乙12号証⁽¹³⁾）を示して、本件土地の空間線量率と比較的近い森林における効果をみると、「一定の低減にとどまり、除染によって本件事故由来の放射性物質のすべてを「除去」することが不可能であることが明らかである。」とした。

④原告主張の展開：他の判決例を引用しての主張

原告は「準備書面2」（2012年8月31日。これが原告の最後の準備書面である。）で、放射性物質の「除去」に関する具体的な執行方法の明示が不要である根拠について、「名古屋新幹線訴訟第1審判決（名古屋地裁昭和55年9月11日判決・判例タイムズ428号86頁）」における判断を取上げて、本件訴訟との同一の特徴として原因者と被害者の能力差を主張している。すなわち「被告は、電気事業者として本件放射性物質の発生源である福島第1原子力発電所を稼働させてきた者として、我が国において放射性物質の発生源である原子力発電所の仕組みや発電所の事故による影響についても最もよく知っているはずである。また、原子力発電という多大な危険性を伴う事業を行う者としては知っていなければならない。したがって、被告は、侵害行為の防止手段を最もよく知っているか知りうる立場にあることは明らかである。」とし、「他方、原告は放射性物質について何ら専門的知見を有するものではなく、具体的措置の特定までも求められても、有効な手段呈示の困難に陥り救済を求めえない。」ことになると主張した。

そしてその上で、被告の除染効果に関する主張（乙12号証に基づく）に対して、「原告が要求する毎時0.046マイクロシーベルトまでの除染は不可能であるとするが、一度の除染で不可能でも数値が原告主張の数値に達するまで安全性の保たれた方法で除染を継続すればいいだけのことであるから、決して除染が不可能であるとはいえない。」と主張した。

⑤被告の原告主張への反論：抽象的不作為請求ではない本件請求と執行不可能性

被告は「準備書面3」（2012年10月12日。これが被告の最後の準備書面である。）で、原告の名古屋新幹線訴訟第1審判決を引用しての主張に反論している。同訴訟は、「いわゆる抽象的不作為請求」であるとし、「抽象的不作為請求については、禁止される行為の結果が特定されることによって、具体的不作為義務の範囲が合理的に限定されるのであれば、特定性を欠くことにはならないとされており、上記訴訟では、禁止される行為の結果を実

⁽¹³⁾ 乙12号証は、環境省・水・大気環境局除染チーム（平成24年6月）「警戒区域及び計画的避難区域等における除染モデル実証事業 報告の概要（最終修正版）」で、被告はその60頁と61頁を引証している。準備書面で挙げられている数値の一つは、「田村市地見城地区」の森林で、除染方法は下草刈り等で、除染前後の空間線量率はそれぞれ、0.8 μ Sv/hと0.7 μ Sv/hで、低減率は14%であるとしている。

現させるための具体的措置として、減速、時間制限、列車本数の削減という単純不作為あるいは音源対策その他の施設の設置という代替的作為が考えられ、当該被告において、それらの中から適宜選択して実行することができることから、請求の特定性を欠くことにはならないとされたのである。」とする。

これに対して、本件は抽象的不作為請求ではなく、作為請求であるとした上で、「将来請求認容判決を代替執行（民事執行法171条）又は間接強制（同法172条）の方法で執行し得る程度に、求められる作為を特定しなければならないとされているところ、本件の請求の趣旨第1項は上記のとおりであって、作為によって実現すべき結果の特定はされているとしても、求める作為について、「除去」とだけ表示して、その結果を実現できる具体的な除染方法を特定していない。その特定ができないのは、本件事故に由来するすべての放射性物質の「除去」するに足りる現実的な除染方法がないことによるものであり、そのことは被告準備書面2で述べたとおりであって、あらゆる除染方法を講じたとしても、その請求内容を実現することは現実的には不可能なのである。」とし、そうであれば「代替執行を行うことができないだけでなく、現実的に不可能であるような作為を、間接強制によって執行することもできないといわざるを得ない。」として、本件請求は不適法であるから、却下すべきと主張した。

3) 争点2（請求が社会的に妥当な範囲を逸脱しているか）に関する当事者の主張

判決は、争点2については被告の主張を認め、本件の請求が権利濫用となると判断した。判決の判断内容については、判決を収載した『判例時報』の判決紹介が3つのポイントを指摘して整理している（『判例時報』2176号45頁⁽¹⁴⁾）が、本稿では後の(3)2)④で検討する。以下では、当事者の裁判での主張を見ていく。

①被告の最初の主張：土地の使用収益状況と除染の必要性および国の施策との関係

被告は「答弁書」で、2つの項目を立てて主張している。1つは、除染の必要性の判断の枠組みに関する被告の考え方を示した「2 土地の使用収益の状況と除染の必要性について」であり、いま1つは国の除染への取組みが土地所有者の妨害排除請求に与える影響についての被告の考え方を示した「3 除染に関する国の施策について」である。この両者についての被告の考え方は、次の段落以下で紹介する。「答弁書」での被告主張は、国の除

⁽¹⁴⁾ この判決紹介では、「本判決はあくまでも具体的な事実認定を前提として、原告の請求が権利濫用に該当するとの判断を示したものに過ぎないことについては留意が必要である」とした上で、「発電所の保有者である東京電力株式会社に対し、損害賠償請求ではなく、所有権に基づく妨害排除請求権に基づいて、土地の除染を求める点で比較的珍しい事例であると考えられることから、参考として」紹介したとする。

染に関する考え方と取組みを前提として、土地の使用収益状況が除染の必要性を決定するというものである。「答弁書」では、「現時点では本件土地の具体的な使用収益の状況が明らかではないから、その点が明らかになってから、被告の主張を整理・敷衍すること」にすると、争点呈示の主張となっているが、以後の被告主張の基本的な考え方はここに示されている。

被告は、除染の必要性については、福島第 1 原発の「事故に由来する放射性物質が本件土地上に存在することが、原告の所有権に対する侵害・妨害であるとされているが、平常時においても自然由来の放射性物質により一定の空間放射線量率が観測されるものであるから、単に本件土地上に放射性物質が存するというだけで、所有権の内容の実現が妨げられているということはできず、線量の限度、土地の使用収益の状況、除染の必要性等を考慮する必要がある。」と主張する。そして政府の策定した除染実施ガイドライン(乙 1 号証。注(11)参照)を挙げて、土地の使用収益の状況によって除染の必要性の程度は異なるとした。

「答弁書」で引用されているガイドラインの内容は、以下の 2 つである。「すべての地区・対象の除染を同時に行うことは不可能であるため、住民の被ばく線量の低減という目的に照らして効果的に作業を進める必要があります。このため、線量率の高さや年齢構成(成人よりも放射線の影響の大きい子どもの人口割合)、人口数、人口密度、地区内の施設の性質、地形などの要素を考慮して、区域・対象毎に優先順位をつけてください。」と、「具体的には、家屋・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの施設における除染は優先順位が高く、森林については生活圏に近い部分の除染が効果的と想定されます。」である。

以上の主張に続けて、「3 除染に関する国の施策について」では、原子力災害対策本部が 2011 年 8 月 26 日に策定した文書(乙 3 号証と乙 4 号証)を挙げ、続いて放射性物質汚染対処特措法に基づく 2011 年 11 月 11 日の「基本方針」(乙 5 号証)を挙げて⁽¹⁵⁾、「特別措置法が全面施行される平成 24 年 1 月 1 日以降、本格的除染が開始され、仮置き場で 3 年程度保管されたのち、中間貯蔵施設への搬入等が計画されている」として、以上のような「国等による計画的な除染が実施されることになっていることは、個々の土地所有者等の所有権に基づく妨害排除請求権の行使を妨げる事情になるものと考えられる。」とした

⁽¹⁵⁾ 乙 3 号証は、原子力災害対策本部「除染推進に向けた基本的考え方」(平成 23 年 8 月 26 日)。乙 4 号証は、原子力災害対策本部「除染に関する緊急実施基本方針」(平成 23 年 8 月 26 日)。乙 5 号証は、環境大臣「平成二十三年三月十一に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針」(平成 23 年 11 月 11 日)。

が、その法的根拠は示していない。以下で紹介する被告準備書面でも同様である。

②原告の反論：「答弁書主張」の否認

原告は、「準備書面」（2012年2月1日）で、被告主張に対して、「被告は国の除染ガイドラインをもって、抗弁となるかのような主張をしているが、このガイドラインはあくまで国がその費用で除染する基準を示したものであり、被告の作為義務がどのような場合に認められるかを定めたものではなく、抗弁たり得ない。また、国が除染ガイドラインを定めたのは国が放射性物質の量によって居住制限等を行っていることからその制限との関係で定められたものであり、被告の作為義務とは無関係である。」と主張した。

③被告の主張の展開：現地調査に基づく土地使用状況と汚染状況からの主張

被告は、最初の「準備書面1」（2012年4月16日）で、「1 妨害排除請求権行使の可否について」と「2 妨害排除請求権行使の限界について」という項目立てをして、原告の妨害排除請求権の行使が認められないことを主張している。この2つの項目の内容を簡単に整理・紹介する。

「1」の項目では、「答弁書」で提示した考え方である、線量の限度、土地の使用収益の状況、除染の必要性等を考慮するという立場から、第1に本件土地の空間放射線量、第2に本件土地の使用収益状況、第3に除染の必要性、第4に除染方法について主張がなされ、最後に結論として、本件土地の空間線量は低いレベルにあり、本件土地は手入れもされていない雑木林を主とする山林であるから、除染の必要性が認められないとし、それに加えて、第5に除染方法が確立されていないこと等を考慮すれば、「所有権に基づく妨害排除請求として除染を被告に義務付けることはできないというべき」とした。

第1の本件土地の空間放射線量は、原告が証拠として提出した測定データ（2011年8月3日）（甲2号証）の、地上1メートルで毎時0.475～0.915マイクロシーベルトと、被告が現地で測定したデータ（2012年4月5日）（乙6号証⁽¹⁶⁾）毎時0.34～0.86マイクロシーベルトである。この数値を挙げた上で、福島市役所での測定値よりも低いレベルであること（乙7号証）、および政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが提示した提言（乙8号証）の数値よりも本件土地の線量レベルは低いレベ

⁽¹⁶⁾ 乙6号証は、被告弁護士と被告社員が作成した「現地調査報告書（平成24年4月9日）」である。調査日時は、2012年4月5日（木）午前10時55分から11時45分で、調査場所は、「本件土地付近」となっており、調査内容は5か所で写真撮影、4か所で空間放射線量の測定となっている。空間放射線量については、4か所で各2回測定した数値が示されていて、証拠にある合計8つの数値のなかの最小値と最大値が準備書面では示されている。

ルであるとする⁽¹⁷⁾。この主張の詳細は、後の「4）放射能汚染に関する当事者の主張・立証」の②で紹介する。

第2の土地の使用収益状況は、被告側の「現地調査報告書」（乙6号証。注（16）参照）に基づいて、「手入れされていない雑木林を主とする山林で、かつてはゴルフ場計画があったようであるが、造成工事等がされたような形跡はなく、バブル景気の終了とともに開発計画自体が消滅し、その後は事実上放置されてきたものと考えられる」とする。また原告が本件土地を入手したのは代物弁済によってである（「訴状」の附属書類である不動産登記簿謄本による）としている。

第3の除染の必要性については、政府の除染実施ガイドラインの記載（乙1号証の2頁）のように、土地の使用収益状況で必要性の程度が異なるが、「本件土地は、無人の山林であり、その空間放射線量の線量レベルも福島市役所での測定値よりも低いから、現時点で除染をする必要性は認められない。」とし、さらにいわき市が2011年12月21日に策定した「いわき市除染実施計画〈第1版〉」（乙9号証）では、生活圏から20メートル以上離れた森林については除染の優先順位が低くなっていると主張する。

第4の除染方法については、「答弁書」で根拠とした乙2号証の記載を根拠に、「森林全体にかかる現実的な除染方法は、試行錯誤の状態であって確立されていない。」とする。

さて次に「2 妨害排除請求権行使の限界について」では、被告は受忍限度の主張をする。すなわち所有権に基づく妨害排除請求権の行使が認められるのは、「受忍限度を超える程度の「妨害」である必要があり、受忍限度を超えるか否か、すなわち権利行使の限界の判断にあたっては、侵害行為の態様、被侵害利益の性質と内容、地域環境等を総合的に勘案して決すべきものである」とする。そして「このような受忍限度論は、主に人格的利益が侵害された場合の判断基準として用いられているが、所有権侵害の場合も用いられるべき」とする。

このような主張に続けて、さらに金銭賠償は可能でも妨害排除を求められない場合があるという主張を展開する。すなわち「受忍限度を超えたからといって直ちに妨害排除請求権の行使が可能であると考えべきではなく」、所有権の種類・価値、「妨害」の内容、「妨害」を除去する必要性の程度、除去によって得られる所有者の利益、除去の難易度、除去に要する費用等を考慮して、「「妨害」によって毀損された価値の減少分に係る金銭賠償は

⁽¹⁷⁾ 乙7号証は、「福島県ホームページ（平成24年3月）「県北地方 環境放射能測定結果（暫定値）（第391報）」」。乙8号証は、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（内閣官房のホームページ）報告書（平成23年12月22日）」。

可能であっても、妨害排除を求めることはできない場合もあると考えるべき」であるとする⁽¹⁸⁾。

④原告の反論：所有権妨害と低線量被ばくリスクおよび土地の利用状態との関係

原告は、「準備書面」(2012年5月16日)で、被告の本件土地が低線量であることを根拠とする妨害排除請求の行使を認めない主張に対して反論する。被告が引用した乙8号証は、「国が低線量被ばくのリスク管理を今後とも適切に行っていくためにワーキンググループを開催し報告書としてまとめたものであり(乙8 1頁「1. 1 開催の趣旨」、所有権に対する妨害の有無に関する資料ではない上に、被告の引用する数値はあくまで中間的な目標値であるに過ぎないから、さらなる削減が求められている。つまり「危険であるからこそさらなる削減が必要ということであり、物権の円満な物支配の状態が妨害されていることに変わりはない。」と主張した。また「訴訟における主張・立証責任を考慮すれば、物権の妨害がある場合にはいちおう客観的違法なものと推定し、被侵害物権の権利行使を制限する諸事情は、相手方が主張・立証責任を負うべきである(舟橋惇一・徳本鎮(平成21年)「新版 注釈民法(6)物権(1)[補訂版]」211頁)」と主張している。

原告は、以上の主張に続けて、廃棄物と対比して、土地所有権の妨害について主張する。すなわち、本件土地上の放射性物質は廃棄物に比べて危険性が高いことは明らかで、廃棄物が処分場以外での投棄が禁じられていて、所有権に基づく妨害排除請求の対象となることと対比すれば、「本件土地上に放射性物質をもたらすこと自体、本来禁じられるべきものであり、土地の利用状態にかかわらず原告の本件土地所有権に対する妨害となるものと言わなければならない。」とする。

⑤被告の主張：本件土地の評価額の試算提示

被告は、「準備書面2」(2012年7月23日)で除染費用についての試算を証拠として提出したことを、前記2)③で紹介した。被告はこの準備書面で、除染費用と比較する形で、本件土地の金額についても試算額を示している。評価の手法は、本件土地の近隣に被告が所有する雑種地の固定資産評価額からの試算と、本件土地の相続税評価額からの試算であ

⁽¹⁸⁾ 被告準備書面はこの後に以下の記述がある。「本件事故によって原告を含むきわめて多数の方々に多大なご迷惑をお掛けしており、被告としては、できる限りその被害の回復及び損害賠償に努力しているところであるが、一私企業としての限界があり、答弁書で述べたように、除染に関しては、国等による計画的な除染が実施されることになっている。」。

被告が損害賠償について触れた「準備書面1」は、第3回口頭弁論(2012年4月16日)に提出したものである。第4回口頭弁論(2012年5月25日)で、原告は損害賠償請求は予定していないと陳述している。1審判決は、損害賠償という手段があることを取上げていることからすると、妨害排除請求ではない解決手段が、裁判の審理の中で取上げられたのかもしれないが、訴訟記録では確認できていない。

る。本件土地の総面積が32万9822平方メートルであるとした場合に、前者の試算では186万196円、後者の試算で高く見積もった場合（評価倍率表の畑の場合の倍率を使用）で1396万1365円、低く見積もった場合（評価倍率表の原野の場合の倍率を使用）で632万9284円とし、多く見積もっても本件土地は「1400万円程度」と考えられるとした。

この金額は、先に紹介した「現実的に可能な除染方法とその費用」として試算した17億6100万円（これは、除染費用2億8900万円、そして廃棄物処分費用14億7200万円（仮置場設置費や一般廃棄物処分場設置費を計上した金額）の合計額としている。）を示した後の、次の項目（「4 本件土地の評価額について」）で提示したのである。

⑥原告の最後の主張：被告「社会的妥当な範囲を大きく逸脱している」への批判

原告は、最後の「準備書面2」（2012年8月31日）で、被告による「社会的に妥当な範囲を大きく逸脱している」という主張の根拠を3つにまとめ、反論している。被告主張は、①除染には多額の費用を要し、原告の請求レベルまで放射性物質を除去できないこと、②本件土地は山林であり利用されないまま放置されていること、③本件土地の空間放射線量の線量レベルは低いこと、である。これに対して原告は、「本件では、一方的に被告の原子力発電所から生じた放射性物質が原告所有地に蓄積したため、土地所有権の妨害を排除すべく原告は本件土地所有権に基づく妨害排除請求権を行使しているにすぎない。このように、被告が一方的に被害を生ぜしめているにもかかわらず、原告の適法な請求を社会的妥当性に欠けるなどと被告が主張すること自体、むしろ社会的妥当性を欠く主張であり、被告が、原告の請求について社会的妥当性につき主張すること自体を認めるべきではない。」と主張し、被告の主張は原告の請求を棄却すべき理由とはならない、として主張を終えている。

被告最後の準備書面（「準備書面3」（2012年10月12日））は、先の2）⑤で紹介した請求の不適法の主張だけで終わっていて、請求の社会的妥当性については主張していない。

4）放射能汚染に関する当事者の主張・立証

①原告の主張・立証

原告が本件土地の放射能汚染に関して証拠を挙げて主張しているのは「訴状」である。原告は「訴状」で「本件土地の放射能汚染状況」について主張し、証拠として甲2号証、甲3の1号証から甲3の10号証、甲4号証を提出している。本件土地の汚染状況に関する主張の前に、甲1号証として「文部科学省と米国DOEの航空機モニタリング結果（平成

23年5月6日)」⁽¹⁹⁾を提示し、測定実施日（平成23年4月6日～同年4月29日）における、福島第一原子力発電所から80kmの範囲内の地表面から1mの高さの空間線量率、及び地表面に蓄積した放射性物質（セシウム134、セシウム137）の蓄積状況などについて説明している。

原告は、本件土地の放射能汚染状況について、空間放射線量率調査と土地の土壌試料を採取してのサンプリング調査を行っている。その上で、チェルノブイリ原発事故での放射能汚染との比較を行った結果について証拠を提示して「訴状」で主張をしている。

本件土地の7地点の空間線量率測定の結果は、「地上1メートル地点での最高値は0.915マイクロシーベルトであり、最低値が0.475マイクロシーベルトであった。また、同一箇所の地表放射線量は、最高値で1.145マイクロシーベルトであり、最低計測値は、0.642マイクロシーベルトである（甲2）」とする。地表1メートルの空間放射線量率は、判決でも事実として認定されている（「第三 当裁判所の判断」の「二」の「(1)」）。

この空間放射線量率について、原告は、2009年度の「福島市双葉郡のサーベイメーターによる空間放射線量率調査」の数値（81nGY/h）をマイクロシーベルトに換算すると、0.0648マイクロシーベルトになるとし、「本件事故によって、本件土地は、地上1メートルにおいて平常時の14.1倍乃至7.3倍の、地表において17.6倍乃至10倍の放射量に汚染された。」と主張した。

本件土地上で採取した表面腐葉土、下草等の土壌試料について核種分析を行った結果と、それをチェルノブイリ原発事故の汚染と比較した主張は、以下である。

<以下は、「訴状」からの引用>

- ①サンプルNo. 1については、セシウム134が12,640 Bq/kg、セシウム137が14,200 Bq/kg、セシウム合計26,840 Bq/kgが検出された（甲3の2）。
- ②サンプルNo. 2については、セシウム134が856 Bq/kg、セシウム137が990 Bq/kg、セシウム合計1,846 Bq/kgが検出された（甲3の3）
- ③サンプルNo. 3に関しては、セシウム134が9,730 Bq/kg、セシウム137が11,100 Bq/kg、セシウム合計20,830 Bq/kgが検出された（甲3の4）。
- ④サンプルNo. 4に関しては、セシウム134が7,570 Bq/kg、セシウム137が8,

⁽¹⁹⁾ 甲1号証は、文部科学省のホームページのPDFファイルから抜粋したものである。この元になったファイルは、原子力規制委員会のホームページにある「文部科学省及び米国内閣省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」（平成23年5月6日）と考えられる。本稿では以下のURLを参照（2016年2月8日閲覧）。
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/4000/3710/24/1305820_20110506.pdf

370 Bq/kg、合計15,940 Bq/kg、サンプルNO. 4-2に関してはセシウム134が3,760 Bq/kg、セシウム137が4,300 Bq/kg、セシウム合計8,060 Bq/kgが検出された(甲3の5、6)

⑤サンプルNo. 5に関しては、セシウム134が18,300 Bq/kg、セシウム137が20,500 Bq/kg、セシウム合計38,800 Bq/kgが検出された(甲3の7)。

⑥サンプルNo. 6に関しては、セシウム134が113 Bq/kg、セシウム137が129 Bq/kg、セシウム合計242 Bq/kgが検出された(甲3の8)。

⑦サンプルNo. 7に関しては、セシウム134が5,600 Bq/kg、セシウム137が6,240 Bq/kg、セシウム合計11,840 Bq/kg、サンプルNO. 7-2に関しては、セシウム134が1,210 Bq/kg、セシウム137が1,410 Bq/kg、セシウム合計2,620 Bq/kgが検出された(甲3の9、10)。

<以上は「訴状」からの引用。>

原告は以上の事実を主張した上で、「この数値をチェルノブイリ原発の数値に置き換えるために、Bq/kgをBq/m²へ換算したところ、サンプルNo. 5においては、セシウム合計が、1,626 KBq/m²となり、チェルノブイリの第1地区(強制退去)に該当する。サンプルNo. 1, 3, 4については第2区域(一時移住)に該当している(甲3の1、甲4)。」とし、この「高濃度の放射線被害は被告の」事故によって生じたものであるとした。

本件土地の汚染状況を証明するために原告が提出した証拠は、原告の委託を受けて現地調査を行った株式会社J社の「調査報告書」(2011年8月4日)(甲2号証)と、J社が採取した土壌サンプルの分析をした株式会社K社の分析結果に関する「試験報告書」(2011年9月1日)(甲3の1から甲3の10号証)である。それと本件土地のサンプリングを行った場所を示す「チェルノブイリ第2区域及び第3区域に該当する地図を示した図表」(株式会社J社作成)(甲4号証)で、この図面証拠で本件土地の土壌採取地点と、チェルノブイリの地域区分との対照を示している⁽²⁰⁾。「調査報告書」(甲2号証)は、2011年8月3日の現地調査の報告書で、株式会社J社の調査担当者は、いわき市L町支所で線量計を借りて、自動車移動しながら、同支所から現地まで汚染調査を行ったとしている。

②被告の主張・立証

本件土地の汚染状況について、被告側も現地調査を行って、それを証拠として提出して主張を行っている。先に3)③で主張の一部を紹介した。被告は「準備書面1」(2012年4

⁽²⁰⁾ 本稿のここでの記述では、チェルノブイリの地域区分などの表現は「訴状」と甲号証で使われている表現を使っている。

月 16 日) で「本件土地の空間放射線量」について、被告が 2012 年 4 月 5 日に測定した空間放射線量は毎時 0.34～0.86 マイクロシーベルト (乙 6 号証) であり、福島市役所での測定値よりも低いレベル (乙 7 号証) であって、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが提示した提言 (乙 8 号証) の数値よりも本件土地の線量レベルは低いレベルであるとした。低いレベルであるとする根拠として、以下のような主張を行っている。

国際放射線防護委員会の平成 19 年勧告は、①計画的に管理できる平常時 (計画被ばく状況) ②事故や核兵器を利用したテロなどが発生した場合の非常事態 (緊急時被ばく状況) ③事故後の回復や復旧の時期 (現存被ばく状況) の 3 つに分けて、「現存被ばく状況 (③) における一般人の被ばく量について、年間 1 ないし 20 ミリシーベルトを参考レベルとしており (乙第 8 号証 10～11 頁)、また政府の開催する低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループにおいては、年間 20 ミリシーベルトの程度の被ばくによる健康リスクは他の発がん要因 (喫煙、肥満、野菜不足等) によるリスクと比べても十分に低いとしたうえで、除染の実施にあたっては、適切な優先順位を付け、年間 20 ミリシーベルトの被ばくを受けると推計される地域においては、参考レベルとして 2 年後に年間 10 ミリシーベルト、その後は年間 5 ミリシーベルトを中間的な目標にすべきであること (かつ、この参考レベルは、被ばくの「限度」を示すものではないこと) 等の指摘を含む提言がまとめられており (乙第 8 号証 19～20 頁)」、このレベルよりも本件土地の線量は低いレベルであるとした。この線量レベル評価についての原告反論は前記 3) ④で紹介してある。

被告が提出した乙 6 号証 (注 (16) 参照) は、本件土地の状況と、本件土地の放射線量測定結果を示すものである。線量測定は、乙 6 号証に添付されている図面からは、原告の甲 4 号証の図面に示されている原告測定地点の近くで測定したものと考えられる。測定結果 (4 か所で地上約 1 メートルの高さで 2 回計測) は、以下のように記されている。

- A-1 毎時 0.38 マイクロシーベルト
- 2 毎時 0.34 マイクロシーベルト
- B-1 毎時 0.58 マイクロシーベルト
- 2 毎時 0.54 マイクロシーベルト
- C-1 毎時 0.83 マイクロシーベルト
- 2 毎時 0.86 マイクロシーベルト
- D-1 毎時 0.59 マイクロシーベルト
- 2 毎時 0.61 マイクロシーベルト

この計測地点と原告の上記測定地点との位置関係は次のようになるが、原告の土壌サンプリング調査の近くの場所での測定と考えられるが、同じ場所かどうかは確認していない。

Aは④のサンプルN o. 4の採取地の近く。Bは⑤のサンプルN o. 5の採取地の近く。

Cは⑦のサンプルN o. 7の採取地の近く。Dは①のサンプルN o. 1の採取地の近く。

なお本件土地の状況の記述で、被告は乙6号証の添付図面を参照しているが、使用している図面は、いわき市役所の放射線量測定マップの地図、「みんなの知識 ちょっと便利帳」、「マピオン」などの地図であり、インターネット上で入手した地図に書き込みをしたものである。その図面には、本件土地が山林であることが航空写真から分かること、またM小中学校との位置関係（小中学校の東約500メートルから始まる山林の一部が本件土地である）、M地区のM集会所の位置も示されている。

（２）「いわき市放射性物質除去請求事件」の２審の裁判

原告は1審で請求が棄却されたので、2012年12月4日、東京高等裁判所に控訴した（事件番号は、東京高裁平成24（ネ）8210号）。東京高裁民事8部（高世三郎裁判長）は2013年6月13日に請求却下の判決を下し、同判決は確定した。却下の理由は、控訴人（原告）請求で作為の内容が特定されていないことである。なお作為の内容の特定については、当事者双方は高裁段階で提出した控訴理由書・答弁書・準備書面で取上げていない。当事者の主張は、1審判決の権利濫用についての判断に関する内容であり、口頭弁論は2回行われただけで審理が終了し、第3回口頭弁論で判決が言い渡されている。東京高裁は、1審での当事者の準備書面と証拠を元に判断したと考えられる。東京高裁が引証している被告証拠は、すべて1審で提出されたものである。

判決が判例集などに収載されていないので、東京高裁の却下の理由を以下に整理して紹介する。なお小見出しは、筆者が整理のためにつけたものであり、判決文に記載されていないのではない。

1) 高裁判決「第3 当裁判所の判断」の「1」での判断

東京高裁は、以下のような5つの根拠を示して、原告が裁判において被告に請求する具体的な作為について内容を特定していないことを理由に、訴えが不適法であるとした。

① 森林除染の方法が未確立であること（作為の特定の必要性の根拠）

本件の訴訟物は「所有権に基づく妨害排除請求権という抽象的な権利それ自体ではなく、権利としての根拠及び性質がこのようなものであるということを前提に、本件土地の所有権の妨害者である被控訴人に対して、妨害を排除するための一定の作為を請求する具体的な権

利にほかならない。森林等における有効な除染方法についてはいまだ試行錯誤の段階を脱していないことは後記のとおりであるから、控訴人としては被控訴人に対して求める作為の内容を特定する責任があるというべきである。」とする。

② 確定判決の強制執行が実際に可能であること

上記のような具体的な権利は、「確定判決を債務名義とする強制執行により実現されることになる。したがって、そのような具体的な請求権を行使しようとする以上、単に所有権に基づく妨害排除請求権が抽象的に発生することを基礎づける原因事実について主張・立証するだけでは足りず、請求が認容された場合にその判決に基づく強制執行が実際に可能であることが証明されることを要する」。とする。

③ 通常の廃棄物処理事例との違い（除去物質の最終処分までの方法が未確立）

「放射性物質によって汚染されていない建物の取去を命ずる判決、目的物の撤去を命ずる判決であれば、取去された建物、撤去された目的物は一般の廃棄物又は産業廃棄物として焼却され、又は廃棄物処理場に埋立処分されることになるから、その判決に基づく強制執行が実際に可能であることは既定の事実として取り扱われ、改めて証明を要するものではない。これに対し、本件請求に係る債務は本件土地について除染作業を行うことを内容とするものであり、本件土地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになるから、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を暫定的に貯蔵する中間貯蔵施設や最終的に処分するための最終処分場等の施設を確保して放射線による被曝を適切にコントロールすることが不可欠である。しかるに、現状では、仮に本件請求を認容した場合に、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等をどこにどのような態様で暫定的に貯蔵し、又は最終的に処分するのか、その方策自体いまだ確立しておらず、中間貯蔵施設や最終処分場等の施設が現に確保されているわけでもないことは後記のとおりである。そうであるとすれば、本件請求はいまだ現実的な執行方法が存在しない請求というに帰する。」とする。

④ 放射性物質の除去方法・技術の特定の必要性

「控訴人は、妨害排除行為としての放射性物質を除去する方法は、除染に関する技術の進歩により将来的に変わり得るのであり、被控訴人が実際に除染する時点で最も効率的な方法が選択されれば足りるから、控訴人が請求の趣旨において除染の具体的方法まで特定する必要がない旨主張する。しかしながら、仮に作為請求を認容する判決がされたとすると、請求の趣旨において実現可能な執行方法が一義的に明らかにされていない場合は、代替執行（民

事執行法171条)にせよ間接強制(同法172条)にせよ、当該認容判決に基づく強制執行は不能に帰することになるところ、そのような訴えは、当初から執行不能の行為を被控訴人に求めるものというほかなく、不適法といわざるを得ない。」とする。

⑤ 抽象的不作為請求とは違うこと

「控訴人は、騒音・振動等の差止請求訴訟の場合と同様、請求の趣旨において執行方法を明示する必要はないとも主張するが、抽象的不作為を求める訴えについては、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的内容が合理的に限定されることがあり、そのような場合には請求の特定に欠けることはないとされるにすぎないのであって、被控訴人に具体的な作為を求める本件訴えには妥当しない。」とする。

⑥ 結論

以上のように判断した上で、「控訴人は、被控訴人に対し、本件土地について一定レベルまで放射性物質の除去行為すなわち除染を求めるものの、その具体的方法を示すことをしないのであって、仮に本件請求について認容判決がされたとしても強制執行をすることができないことは明らかであるから、現在どの程度までの除染可能性があるかなど、その余の点について検討するまでもなく、本件訴えは、被控訴人に求める作為の内容が特定されていない不適法なものといわざるを得ず、却下を免れない。」とした。

2) 高裁判決「第3 当裁判所の判断」「2」での森林除染についての事実評価

上記1)のように結論した上で、高裁判決は、森林除染に関する事実評価について以下のような判断をしている。

① 福島県農林水産部の除染方法の目標値

原子力災害対策本部「除染に関する緊急実施基本方針」(乙4)に基づいて、平成24年2月「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」が策定されて、森林等についての具体的な除染方法が示された(乙10)が、「同指針における除染の目標は、追加被曝線量が年間1mSv(空間線量率毎時0.23 μ Sv)以下とするもので、控訴人の請求する本件事故前における自然由来の放射線レベル(空間線量率毎時0.046 μ Sv)には遠く及ばないものである。」とする。

② 環境省の水・大気環境局除染チームのモデル事業

平成24年6月「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業」最終報告書によれば、「森林の除染方法について、落葉樹林・針葉樹林とも、「下草刈り」と「当年落葉層の除去」に加え、「リター層(落葉層と腐葉土層)の除去」まで実施すると、表面線量率

及び表面汚染密度の低減に一定の効果が認められたものの、リター層を除去すると、降雨により表層が浸食され、斜面の安定性を確保できなくなるおそれがあるため、適用不可能な場所があることが指摘されている。また、田村市地見城地区・檜葉町南工業団地・南相馬市金房小学校周辺の各森林において実施された除染の効果を比較すると、この中で最も手厚い除染方法である下草刈り、落葉除去、表土剥ぎ等を実施した南相馬市金房小学校周辺の森林でさえ、除染前の空間線量率毎時1.6 μ Svから1.2 μ Svに低減させるにとどまっていた(乙12)。」とする。

③ 中間貯蔵施設をめぐる動き

「なお、福島県では、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物の量が膨大になるため、現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難としつつ、最終処分するまでの間、これらを安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を同県内に設置することにし、同県知事は、平成24年11月、環境省において策定した中間貯蔵施設の整備に係る工程表に基づいて、同施設設置のための調査受け入れを表明した。そして、平成25年4月以降同調査が実施されている。」とする。

④ 結論

以上に続けて判決は、「これらの点に徴すると、森林等における有効な除染方法については、いまだ試行錯誤の段階を脱していないといわざるを得ず、また、現実的に実施可能なものと認識されている上記の除染方法を実施する場合には、放射性物質を含む落葉や土等除去した大量の物質を処理するため、仮置場の設置その他の手当てが必要となるところ、放射性物質の中間貯蔵施設設置について福島県知事が調査の受け入れを表明したことを受け、本年4月から現地調査が開始されたばかりであって、中間貯蔵施設の設置及びその利用方法等について抽象的・包括的なスキームこそ示されたものの、具体的・実際的な実施要領等が示されていない段階にあることに鑑みれば、現時点においては、本件土地のような森林等についての除染方法は確立されていないとみるのが相当である。」とする。

そして続けて「控訴人は、除染の効果に関し、1回の除染作業で十分な効果が得られなければ、繰り返し除染作業をすればいい旨主張するが、上記のような除染方法を数回繰り返したとしても、控訴人の請求するレベルまで放射性物質を除去することが可能であるとはいえない。また、除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等の管理及び処分の方策が確立しているともいえない。」とし、「そうすると、控訴人が本件訴えにより被控訴人に対して求める作為の内容は特定されていないというべきであり、その他控訴人が原審及び当

審で主張する点をすべて考慮しても、上記の判断は左右されない。」として、控訴人の本件訴えは不適法であるからこれを却下するとした。

(3) 「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判での放射能汚染問題への認識と問題点

2審の東京高裁は、本件の訴えの適法性の判断で裁判を終えているので、本件事件での放射能汚染問題に関して直接の判断をしていない。そこでこの事件の裁判について、以下では、「人形峠事件」とは項目立てを変えて検討することにする。

なお東京高裁判決が本件土地の放射能汚染について認識していないのではないことは、上記(2) 1) ③の判断で示されていると考える。すなわち本件土地の汚染された土壤等の最終処分施設等に関する判断のところで、「本件土地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壤等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになる」としており、本件土地の土などの汚染が深刻であることを認識していたと考えられる。

1) 1審裁判と2審裁判の放射能汚染の「除去方法」への認識と問題点

① 1審裁判の認識と問題点

原告と被告が放射能汚染の除去方法についてどのように主張したのかは、前記(1) 2)で紹介した。原告は、除染方法については、被告が効率的な選択をすればよいとして、被告が決定すべきことと主張した。一方被告は、政府の策定したガイドラインなどの文書と、行政の実証事業などの報告文書を中心に、除去方法が試行錯誤であるとしたうえで、前記(1) 2) ③で示した除染費用の試算報告書(乙11号証。注(12)参照)を証拠提出している。被告は同報告書で、除染の費用と、仮置場設置費と一般廃棄物処分場設置費を計上している((1) 3) ⑤を参照)。したがって具体的方法を策定する能力が被告にあることは示されていたと言える。

1審判決は、(1) 1)の冒頭で紹介したように、原告が請求する空間放射線量率まで「除染することがおよそ不可能であるとまで認めるに足りる証拠はない」としており、被告が提出した乙11号証を評価したと考えられる。被告の、政府などの行政文書を根拠とする除染方法試行錯誤という主張については、判決は、原告請求の空間放射線量率まで「低減させるには相当な困難が伴うことが予想され、仮にそのような作業を実施するとしても、その費用は毎時0.23 μ Svまで低減させる作業よりもさらに高額な費用を要すると考えられる。」とした(「第三 当裁判所の判断」の「二」の「(2)ア」)。被告が提出した試算報告書が、「毎時0.23 μ Svまで低減」する作業で費用見積もりが行われていることを前提

としている。

1 審判決は、被告費用と原告利益との比較考量の前提として、以上の判断をしたのだが、原告が請求する空間放射線量率までの汚染除去方法について求積明は行ったのだろうか。原告は、一度の除染で不可能でも、数値に達するまで継続すればよい、と主張したのだから（前記（1）2）④）、被告に除染方法の再度の策定が裁判では求められるべきだったと考える。除染方法と到達数値基準との関係については、1 審判決は、政府が定めた「基本方針」（乙5号証。注（15）参照）を事実認定しているので、そこで汚染除去の到達基準についての検討は終わったと考えられる。しかし、原告が主張している、除去の継続という方法があるのかどうかを検討することは、被告が証拠提出した報告書での方策と試算金額について比較・検討を行うことを可能にするから、被告主張の合理性を判断するためには重要な立証作業となる。本件裁判の請求内容である土地の汚染除去方法に関して合理的かつ適切な法的判断をするためには、重要な根拠事実を明らかにする作業であるから、訴訟進行に問題のある裁判だったと考える。

② 2 審裁判の認識と問題点

2 審判決は、前記（2）のように原告が請求における作為の特定を行っていないとし、その前提として政府が実施している森林除染についての取組状況や除染物質の最終処分までの方法を判断根拠とした。被告（被控訴人）に対して、被告自身の取組み方法について明らかにすることを求める作業は、2 審裁判では行われていない。2 審では、除染方法についての具体的な主張立証を当事者が行わずに、審理が終わったのである。

2 審での当事者の主張を確認しておく。被告（被控訴人）「答弁書」は、1 審判決を引用しながら、1 審での主張を述べているだけである。被告（被控訴人）の「準備書面1」（2013年4月30日）は、被告の責任に関する原告の主張に対する反論だけである。一方原告（控訴人）は、「控訴理由書」（2013年1月24日）では、1 審判決の「権利濫用」の判断に対する主張を中心とし、除去方法については取上げていない。「準備書面」（2013年4月23日）でも、1 審の権利濫用の判断に対して、被告の津波予想義務違反や事故防止の回避策懈怠などと、原発事故後の対応などを指摘して、被告責任に関する主張を行い、また放射性物質対処特別措置法が「被控訴人の個別責任を免責するものではない」ことなどを主張しているが、除染方法についての主張はない。

なお原告（控訴人）は、被告が放射性物質の除去についての取組みをしていないことを問題とし、上記「準備書面」で次のように主張した（「第2」の「4 東電は原発事故にどのように対応すべきか」）。すなわち、被告（被控訴人）は「電力喪失による炉心損傷につ

いて認識しており、炉心損傷によって生じた放射能汚染について全責任を負わなければならない。そうであれば、自ら生じさせた炉心損傷による放射能汚染除去のロードマップを自己の責任において作成し、自己の責任で実行しなければならない。」と主張している。

2審裁判では、第2回口頭弁論（2013年5月7日）で、原告が上記「準備書面」の陳述を行っており、そこで弁論終結とされ、第3回口頭弁論（同年6月13日）期日に判決が言い渡されている。東京高裁が、原告に対して、除去方法の立証について求釈明を行ったのかどうかは、不明である。第1回口頭弁論が2013年3月5日であることも考えると、2審裁判の判断過程は性急なものだったと考えられる。原告（控訴人）が上記のように被告（被控訴人）が、「放射能汚染除去のロードマップを自己の責任において作成し、自己の責任で実行」すべきと主張している以上、その主張との関係で、裁判所は、被告（被控訴人）に対して回答となる方策と試算の報告書の提出を求め、除染方法の特定作業を進めることができたと考える。このような作業を裁判で行うことは、本件が私人と私人の間での私法上の紛争である以上、私人間の争いを解決するために存在する民事裁判の役割からすると、必須の訴訟進行だったはずである。

2) 1審裁判の放射能汚染問題に対する認識と問題点

① 1審裁判の「放射能汚染」への認識と問題点

原告は、本件土地の放射能汚染について、空間放射線量率と土壤汚染のサンプリングデータの2つを示した。被告は、現地で空間放射線量率の調査を行って証拠を提出したが、土壤汚染については反証を挙げていない。1審判決では、空間放射線量率に関する判断だけが示されており、原告の土壤汚染に関する主張について、判決は事実認定の対象としていない。ただ土壤汚染の問題について裁判官も認識していたことが示されている部分がある。判決が、権利濫用の結論の根拠づけで本件請求の社会的影響を判断しているところ（「第三当裁判所の判断」の「二」の「(2)」の「イ」）である。

判決は、政府の「基本方針」が示すように除染作業については優先順位があるとした上で、「除染を行う地域の選定や除染方法、除去した土壤の処理などに関してきめ細かい措置を実施すべきことは、高度な社会的要請でもある。しかるに、必ずしも優先順位が高い土地であるとは認められない本件土地に係る本件請求を認容した場合には、優先度の高い箇所の除染作業に遅れを生じさせたり、除染後の残土（なお、本件土地の面積は合計約27万平方メートルであり（本件前提事実（1））、除染を実施した場合の残土は相当量に上ることが予想される。）を処理する場所が確保できずに二次汚染の危険を生じさせたりする

など、公共の利益を害することも想定される。」と判断しており、本件土地からの除染後の残土の二次汚染の危険性が指摘されているから、本件土地の土壤汚染は認識されていると考えられる。

ところで前記(1)4)①で紹介したように、原告は、本件土地上で採取した土壤サンプリングの分析結果を証拠として提出し、「訴状」でチェルノブイリ事故の際の「強制避難地域」に該当するセシウム合計値が検出されるなど土壤汚染が深刻であることを主張している⁽²¹⁾。判決はこれについての判断を行わなかったが、妥当であろうか。原告の証拠の信ぴょう性について被告は争っていないから、これを事実と裁判所が評価したとすれば、本件土地の放射能汚染を空間線量だけで判断してよいのだろうか。土壤汚染の検査のために原告側がサンプルを採取した場所のなかで、最も土壤汚染の高い値が出たサンプルNo. 5(上記(1)4)①を参照)の採取場所である林へ入るために、原告の調査委託を受けた者は、「赤道」を通っていることが「調査報告書」(甲2号証)に記されている。本件土地の側を通っている市道から「赤道」(公団道路)へ調査者が入っていることが記されている以上、人が入るための道のある山林空間であることは明らかである。したがって人の立ち入る可能性がある土地の土壤汚染データについて、裁判では、正確な検証と、その汚染影響の評価が行われるべきであったと考える。

判決は、空間放射線量率に関する判断では、福島市役所での測定データと本件土地の測定データを比較して、後者が人口密度の高い場所であることを考慮していることが示されている。そして福島市役所での測定データよりも低いことに加えて、本件土地は「現時点において、日常生活や経済活動の場として使用されておらず、今後の使用方針についても明らかではない」としたうえで、本件土地を取得した後長期間にわたり使用していなかったことも考慮すると、土地を使用しなければならない「差し迫った必要性があるとは認めがたい状況にある」としている。しかし本件土地への人の立入りを防ぐ措置が存在しない場合には人の立入りは可能であるから、人の健康への影響が無い空間であることは保障されていない。それに加えて福島市役所は山林と同じ土地条件とは考えられない。本件土地のように表面腐葉土や下草が存在している「土」の土地ではなく、コンクリートで「土」がおおわれていることが福島市役所の所在場所の特徴である。本件土地の土は、水や空気によって飛散・拡散する可能性があり、比較検討対象が適切とは考えられない。

⁽²¹⁾ 原告の主張は、セシウム134と137の合計値による比較となっている。なおチェルノブイリ事故の基準は、以下の文献では、セシウム137の数値となっており、本件証拠のセシウム137の数値からは、チェルノブイリ事故の「強制(義務的)移住地域」の基準に該当すると考えられる。今中哲二『低線量放射線被曝 チェルノブイリから福島へ』岩波書店、2012年、47頁を参照。

② 1 審裁判の「汚染」リスクへの認識と問題点

1 審判決は、放射能汚染が持つリスクについては、判決文の終わりに近いところで、2012年4月段階でも政府の「基本方針」が長期目標とした「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトよりも高い」としているところ以外には、取上げられていない。

1 審での当事者の主張については、先に(1)4)で原告主張と、被告主張(低線量被ばくの発がんリスクが低いこと)とを紹介したが、放射能汚染がもたらす健康に対するリスクについては、当事者の主要な主張事項とはなっておらず、立証作業は行われていない。本件土地が利用されていないと判断されるような状況だったという土地の現実、そして本件土地の所有者が神奈川県に事務所のある法人であること、さらには裁判の当事者双方が本件土地の所在する空間との関わり方や地域社会の人々との間の関係性などの諸事情が、裁判での争点事項と関係していることが想像されるが、明らかではない。

③ 1 審裁判の汚染「土地」空間への認識と問題点

1 審判決は、本件土地は登記簿上は地目が山林あるいは原野とされており、本件土地のほとんどが雑木林の山林である、と認定している。これは被告が提出した乙6号証を引証しての判断である。ところで本件土地が山林であるとしても、前記①で指摘したように大型車両が通行する市道から「赤道」を通過して人が入る空間としての山林であることに留意した上で、判決では本件土地の周囲についてどのような空間と判断されているのか。これについては、判決は最後のところで、M小中学校が「本件土地の西側約五〇〇メートル先に」あることを取上げている。この小中学校の所在地と本件土地との位置関係については、前記(1)4)②の最後で紹介したように、被告提出の証拠(乙6号証)が指摘している事実である。原告は、この位置関係については取上げていない。

ところで被告が提出した乙6号証の添付図面では、M小中学校以外に地域のM集会所の位置も示されている。これは小中学校から東に直線で約400メートル余りに位置するもので、本件土地に近接している。被告提出の地図図面は、マピオンなどのウェブ上で見られるものである。したがって本件土地の周辺空間がどのようなものであるのかについて、小中学校よりも近い所に、商店や集会所が本件土地に近接して存在していることは、裁判においても容易に分かったはずである。

乙6号証は、被告側弁護士1名と被告企業の社員2名が現地へ行って調査した報告書であり、空間放射線量率を測定した4か所の中には、近くに農地や住宅があり、また養魚場と食堂がある場所を、現地に行ったのであるから被告側は間違いなく認識したはずである。本件土地は、大型トラックが通れる市道と、県道とに囲まれた土地も含まれている。その

市道の入り口のところには、「ここはスクールゾーン注意最徐行！！」という黄色い看板が立っており、看板は、交通安全協会A支部とM小中学校交通安全母の会が設置したものである（2015年12月24日現地で筆者が確認）。その看板の近くには集落がある。この市道入口から入って700メートル位のところで、乙6号証の測定（C）が行われたと考えられるので、本件土地が通学路として使われている可能性があることは、被告側は認識していたと考えられる。さらには地図で所在が示されている地域のM集会所のすぐ近くに商店があることも、認識可能だったと考えられる。その商店の近くに「山ノ神」の鳥居があること、そしてその鳥居をくぐって階段を上がれば祠があり、その周囲の山が利用されていたことは容易に知ることができたはずである。

裁判では、本件土地が上のように人が住み、農地を作り、山仕事をし、川魚の養殖と食堂を経営し、そして商店があり、地域の人が集まる集会所に近接している、そういう空間の中にある山林であることは、当事者の主張立証では、上記被告の証拠（集会所の位置を示した図面）以外では取上げられていない。ゴルフ場計画がとん挫し、その後、ゴルフ場予定地は事実上放置されてきたという被告主張を、1審判決はそのまま受け入れただけと考えられる。判決は、係争地が山林と原野であるという登記簿の地目を前提にしているが、原野という言葉から連想する土地の特徴は人と関わりのない空間であろう。しかし現地を見れば、決して、人と関わりのない空間とは言えないことはすぐ分かる。本件土地の所在地が四方に道路を持つことは、被告証拠からも分かる。そもそもゴルフ場建設が予定されていたことを考慮すれば、人のアクセスが難しいような原野であることは想定できないであろう。客のアクセスが困難な場所に営業用の施設を作ることは考えにくい。

上記のような本件土地の周辺の状況は、次の④でも検討するが、裁判での判断には重要な考慮事情であったと考えられる。しかし原告は本件土地の周囲の事情は主張立証で取上げていない。被告は、証拠作成のために現地調査を行って上記の周囲の状況は知っていたはずであり、だからこそ被告証拠で小中学校と地域の集会所が示されていたのではないかと。本件土地周辺の道路は、小中学校への道路ともつながっている。そのような証拠が被告側から提出されている以上、本件土地の周辺の土地利用状況について求釈明が裁判では行われなれなかったのではあるだろうか。訴訟記録からは分からない。

④ 1 審裁判の「放射能汚染問題」への認識と問題点

1審判決は、上記①のように本件土地の放射能汚染の存在を認めながら、原告の請求は権利濫用であるとした。判断の根拠は4点からなる。全体として、前記（1）3）③で紹介した被告の主張に沿った判断となっている。

第 1 に、除去費用と本件土地価格の比較判断である。被告が試算した空間放射線量を毎時 0.23 μ Sv まで低減させる費用を前提に、さらにそれよりも低い線量にすることを求める原告請求からは、被告試算よりも「さらに高額な費用を要すると考えられる。」と判断している。ただし、さらに高額になることの立証は裁判では行われていないから、裁判官の推論である。

第 2 に、社会的影響について、「必要性の高い地域から優先的に除染作業を行うべく除染計画を策定し」、地域選定や除染方法、除去土壌の処理などに関して「きめ細かい措置を実施すべきことは、高度な社会的要請で」あるが、優先度が高い土地と認められない本件土地について請求を認容した場合には、「優先度の高い箇所の除染作業に遅れを生じさせたり」、除染の残土の処理する場所が確保できずに二次汚染の危険を生じさせたりするなど、「公共の利益を害することも想定される」とした。しかしこれらの判決が取上げている影響に関しては、被告に対する請求を認めた場合の発生可能性についての具体的な立証は行われていないから、これも裁判官の推論である。

第 3 に、本件事故によって本件土地の経済的価値が下落することで損害を被った場合には、損害賠償を求めることが可能であり、その手段として訴訟を提起するという方法だけでなく、原子力損害賠償紛争解決センターの利用という方法もあるから、損害は「実質的に填補されうるもの」と考えられるから、本件請求を認めなかったとしても本件土地の所有権侵害について「回復の手段が閉ざされることにはならない。」とした。しかし原告は本件訴訟で賠償請求をしないことを、第 4 回口頭弁論で明らかにしている（注（18）参照）。判決の論理は、被告主張をそのまま受け入れた内容となっている（（1）③③参照）。なお判決が示した損害賠償の請求手続き（原子力損害賠償紛争解決センターの利用）での解決については、当事者は主張立証をしていない。1 審判決は、具体的な損賠賠償の内容についての判断を示していないが、これは原告が請求していないから、当然であろう。しかし金銭賠償で損害が「実質的に填補されうる」とするが、本件土地が放射性物質で汚染された状況は、長期間に渡って変わらないと考えられるのであるから、土地の汚染が継続している間に生じる土地の損害について明らかにすることなく、土地の損害が「実質的に填補されうる」とした裁判での判断に法的根拠があるのか。判決からは明らかではないし、被告の主張立証からも明らかではない。

第 4 に、本件土地から約 500 メートルのところに小中学校があることが考慮されているが、これは権利濫用という判断に影響を与えないと判決では評価されている。ところで、被告は「答弁書」で、政府の原子力災害対策本部が策定した「市町村による除染実施ガイ

ドライン」(乙1号証)を挙げて、「具体的には、家屋・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの施設における除染は優先順位が高く、森林については生活圏に近い部分の除染が効果的と想定されます。」と記載されているとし、これを根拠に、土地の使用収益の状況によって除染の必要性の程度は異なると主張した。「答弁書」は2011年12月に提出されているが、その後、被告側は2012年4月に現地調査を行って、さらに証拠を提出して、小中学校の位置を示したのである。

ところで上記③で指摘したように、本件土地に近接して、家屋・庭、道路があり、生活圏に近いところに本件山林はある。道路は大型トラックが通行できる交通路であり、しかも通学路でもある。これらについて本件土地の現地調査を行った被告側は知悉していたと考えられるが、提出した証拠(乙6号証)では取上げていない。一方原告も現地調査を委託して行い、その調査報告書を証拠(甲2号証)として提出している。原告から委託されて調査を行った者も本件土地の周囲の状況は知っていたはずである。その報告書には「道路わきで空間線量が0.9 μ Sv/hぐらいの値が出た」ことが記されているが、本件土地の周囲の地域環境については記述がない。先に(1)3)③で、被告が所有権に基づく妨害排除請求権の行使について、「権利行使の限界の判断にあたっては、侵害行為の態様、被侵害利益の性質と内容、地域環境等を総合的に勘案して決すべきものである。」と主張したことを紹介した。ここにある「地域環境等」の主張について、裁判で争点化されなかったのはなぜなのか、疑問が残る。

以上の1審判決の判断内容からは、土地所有者の所有権に基づく妨害排除請求を認めない代わりに、金銭賠償で解決できるという、金銭評価での価値判断が根本にあることが分かる。1審判決への評釈として、不動産判例研究会「最近の不動産関係判例の動き」(長友昭執筆)(『日本不動産学会誌』第27巻第1号、114~115頁)がある。この評釈は、東京地裁判決では権利者(原告)の「害意はほとんど考慮されていない。」とした上で「客観的要件のみを重視すると、現状を覆すのには金がかかるという場合には権利行使が認められなくなるという権利行使の不要な制約(権利濫用の濫用)を生じる可能性があり、注意が必要である。」とする。そして、「本件のように他人(Y)からの侵害の排除が権利濫用となる場合には、排除(除去)の請求そのものが否定される。」という権利濫用の効果の問題が指摘されている。1審では、権利濫用判断における主観的要件(原告に害意があるか)は、争点事項とはなっていない。原告は2審の控訴理由で「害意」が権利濫用の成立要件であることを主張している。1審の訴訟記録からは、本件での原告の「害意」については裁判の審理対象になっていなかったと考えられる。

以上を踏まえると、単純な金銭的評価だけで「権利濫用」の法的判断を行った判決と考えられ、長期間継続する、そして空間的に広がりを持つ放射能汚染問題について、具体的な認識を深めることが不十分な裁判だったと言える。しかも、個別の私的紛争である本件事件で、被告の汚染除去に関する負担能力については具体的な主張立証はなされていないことも考えると、審理不十分な裁判と評価すべきである。

3) 2審裁判の「放射能汚染」問題への認識と問題点

① 2審裁判の「汚染」リスクへの認識と問題点

2審判決は(3)の冒頭で書いたように、本件土地の土壌による放射能汚染については認識していたと考えられる。判決は、放射能汚染のリスクに関しては、被控訴人の主張として(「2 本件の争点及び争点に対する当事者の主張」の「(3) 本件請求の権利濫用該当性」)、空間線量のレベルが福島市内の計測値よりも低く、国際的な合意に照らしても、この程度のレベルでは放射線による発がんリスクが他の要因に基づくリスクよりも小さいこと、を被告主張内容として記述しているが、判決の判断事情としては具体的に取上げていない。2審では、却下判決となる訴訟進行から、裁判での検討対象にならなかったのである。

被告(被控訴人)は、1審で提出した「準備書面1」(2012年4月16日)(前記(1)4)②参照)で上記を主張したが、2審でも「答弁書」(2013年3月5日)で、原告(控訴人)の「控訴理由書に対する反論」のところで以下のように主張している。すなわち、「本件において控訴人が侵害行為として問題としているのは、本件土地における放射性物質の存在であり、その空間放射線量率(地上約1メートル地点で計測)は、「平成23年8月3日時点で毎時0.475ないし0.915 μ Svであり、平成24年4月5日時点では毎時0.34ないし0.86 μ Sv」であるが、その数値は毎時1 μ Sv前後を推移している平成24年3月時点における福島市の空間放射線量率(福島市役所地点における計測値)よりも低いのである(原判決5頁)。」とした。その上で以下のように主張している。

すなわち、「毎時1 μ Svの線量を1年間浴び続けると積算線量は8760 μ Sv(8.760mSv)となるが、「国際的な合意では、放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」とされており(乙第8号証の4頁)、また、「放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、喫煙は1,000~2,000ミリシーベルト、肥満は200~500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙〔14〕は100~200ミリシーベルトのリスクと同等」と

されていることからすると（乙第8号証の9頁）、「所有者において侵害を受忍すべき特別の事情」が存在するとみるべきであるし、その「除去」を求めることができない場合に該当すると考えるべきである。」とした。ここで引証されている乙8号証は、1審で提出した証拠であり（注（17）参照）、被告（被控訴人）側の新しい主張ではなく、1審の準備書面では抽象的に書かれていた放射能汚染の健康に対するリスクに関する被告主張を具体的に書いただけと言える。

裁判では、被告は、本件土地の汚染レベルが低いことを示すための間接事実として放射能汚染が健康に与えるリスクに関する主張をしたが、その主張について裁判所は直接的な判断を下さなかったのである。

② 2審裁判の「放射能汚染」問題への認識と問題点

2審判決は、放射能汚染について一定の認識を持ちながら、本件土地の放射能汚染問題については直接の判断をしていない。政府の取組状況を根拠に、森林等の除染方法が試行錯誤の段階にあり、除去物質の最終処分までの方法が未確立であることから、原告側で汚染原因者に求める作為の具体的な内容を特定しなければならないとして、本案（放射性物質除去請求の可否）の審理に入らなかったのである。本件裁判の被告自身の取組み状況については検討されていない。

2審判決は、本件は抽象的不作為請求ではなく、具体的作為を求めるものとした。前記（2）1）⑤で紹介したように、「抽象的不作為を求める訴えについては、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的な内容が合理的に限定されることがあり、そのような場合には請求の特定に欠けることはない」とされるにすぎない」と判示している。原告が取上げた騒音・振動等の差止請求訴訟との違いについては、具体的な説明はない。判決の引用部分から推測できる論理は、以下のようなになるであろう。すなわち、騒音・振動問題は原因行為の継続によって発生する問題であるが、原発事故による放射能汚染は一度の行為によって生じた汚染状態の継続であって、前者のような継続行為とは異なる継続状態であるから、その状態を変えるためには行為が必要であり、その行為の内容の特定は、民事訴訟を提起した原告が主張・立証しなければならない、という論理である。

この論理を前提にすると、日々の生活や仕事など多様な活動を行っている私有財産の空間が、他者の行為で汚染されてしまつて汚染が継続する状態になった場合には、汚染解決策を被害者側が調査して、証拠収集を行い、主張することが民事裁判で求められることになる。これは、加害被害の民事紛争の裁判の在り方として正しいのであろうか。長期間継続する放射能汚染による土地利用妨害の民事事件で、私法の領域（私人の権利に対する私

人の妨害の紛争解決という法的問題)で、汚染被害者が汚染原因者に対して汚染除去を求めている以上、具体的な除去方法に関しては、当事者双方の主張立証の中から、具体的方法を明らかにする作業が裁判で行われるべきである。司法がそういう問題解決の場にならないとすれば、私法秩序はどのようなのであろうか。

判決の執行について、判決で認めた汚染レベルの達成のための具体的方法と、長期間での実現となる場合の間接強制の具体的内容について、裁判の審理で明らかにすることは可能と考える。1審で被告は、除染費用の試算をしており、その前提として除去に関する作業内容を検討している。そうであれば、一定の時間軸(例えば30年間)の中で、原告請求で要求している放射線レベルまでの放射性物質撤去は、要求基準値を達成するように求める抽象的不作為請求として認め、汚染原因者に可能な方法の選択とその実施を強制する内容について判決で確定することはできるはずである。このようにして汚染問題に関する私人間の紛争を解決していくことは、私法秩序の最終的判断を担う司法の役割であり、責任であると考えられる。

原発事故後に制定された放射性物質対処特別措置法に基づく汚染除去への行政の取組みの中で、取組み対象とはなっていない放射能汚染された土地について、司法が放射性物質の除去の可否について判断しないとすれば、放射能汚染をめぐる私法秩序は「法治」から外されてしまうことになる。公害問題・環境問題で、被害者が加害行為の継続差止めを求める裁判で「抽象的不作為請求」が認められてきたのは、金銭賠償中心主義から脱却し、司法および法が果たすべき役割についての消極主義的発想から一歩踏み出すことが法専門家に求められていることに対して、議論が行われ、取組みが進められてきたことを、再認識すべきである⁽²²⁾。公害問題は、日常型(継続型)と事故型の問題として整理考察され、解決への取組みが行われてきた。原発事故による公害は、事故型公害が日常型公害をもたらしている複合型公害であることを前提として、法的議論は行われなければならない。

4) まとめ:「いわき市放射性物質除去請求事件」裁判が示すこと

1審そして2審の裁判からは、放射能汚染被害者は、2つの事実の立証作業を司法から要求されたことが分かる。第1に、民事裁判での自己の権利回復に関する請求について主張立証する前に、継続する放射能汚染の原因物質の除去と処理方法について、具体策を明らかにする立証作業をしなければならないこと、である。第2に、第1の作業を行ったうえで、汚染除去の具体的解決策の実施可能性について、被害者自身の損害回復費用と、他

⁽²²⁾ 井上治典、高橋宏志、塩崎勤、小山稔(編)『差止めと執行停止の理論と実務』(『判例タイムズ』(臨時増刊)1062号、2001年)。同誌の「はしがき」(2001年8月)を参照。

の被害者の損害回復費用とを比較して、権利濫用とにならないことを立証しなければならないこと、である。

放射能汚染が広範かつ深刻な被害を発生させているときに、被害者と加害者の私人間の私的紛争を解決する民事裁判で、被害者がこのような立証作業を必要とするとした裁判は、法治社会での司法の在り方について、深刻な問いを突き付ける。そもそも裁判当事者以外の他の被害者の損害を回復するために必要となる費用負担を、権利濫用該当性の検討のところで被告側事情として評価することは、訴訟を提起した原告の権利回復請求で原告へのマイナスの考慮事情とすることであり、加害被害の構造がある汚染問題で、加害者側に有利な考慮事情とすることになる。そのことは、放射能汚染事件で、被害者の権利回復を民事裁判が放棄し、究極的には全体被害の救済を放棄する法治社会となることを意味する。本件原告の以下の主張に、司法はどう応えるのか。

原告（控訴人）は「控訴理由書」（2013年1月24日）で以下のように主張している。被告（被控訴人）は「危険事業の遂行によって収益を挙げているのであり、そのリスク回避責任を負っている。そのような立場にある東電は、東日本大震災等の自然災害による津波リスクが生じることを知りながら、その責務を果たさなかったという企業としての義務履行を怠ったという問題がある。このことを言い換えるならば、原審の判断では、正常運転時には、自らの責任で放射能廃棄物を処理しなければならない東電が、自らのリスクマネジメントを怠り事故を起こした途端に自らの放射能廃棄物の処理責任を免れることになる。このような結論は、企業リスクマネジメントを怠った企業はその被害者に与えた損害が大きいほど責任を免れるという結果を生じることになり到底そのような結果を容認することはできない。」とする。

福島原発事故に関する裁判の実態を明らかにし、司法の取組みについて考え続けなければならないことを、本件裁判は示していると言える。

4 裁判が提起する法の課題

放射能汚染の除去を求めた2つの裁判、人形峠ウラン残土撤去請求事件の裁判と、いわき市放射性物質除去請求事件の裁判について、訴訟資料と判決の内容について分析・検討してきた。以下では、いわき市事件裁判から明らかになった問題点について、人形峠ウラン残土事件裁判が提起する事実を踏まえて検討し、法の課題について考える。

（1）人為的放射能汚染の継続に対する責任と課題

いわき市事件裁判では、土地の放射能汚染に対する原因者の除去責任と対処策について

直接の具体的審理はなされなかった。しかし人為的汚染が存在し、加害行為があること自体は、当事者双方が提出した証拠を元に、裁判では認められていたと考えられる（1審は損害賠償という方法を提示した）から、人為的汚染が継続することへの汚染原因者の対処の責任は、法的には存在し続ける。というのも当事者双方が提出した証拠からは、年間1ミリシーベルトを超える空間線量が継続していることは明らかだからである。そして被告提出証拠（乙8号証）は、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では発がんリスクは「小さい」としているが、リスクが存在しないとはしていないのである。人形峠事件「榎本訴訟」裁判での、放射能汚染のリスクに関する当事者双方の専門家の意見書に基づく立証作業では⁽²³⁾、年間1ミリシーベルトを超える健康リスクについては、被告側が提出した証拠からも明らかになっている。

以上のことを前提としたときに、「榎本訴訟」裁判で評価対象となった放射能汚染の測定データに時間的限定性があること（訴訟までの40年という汚染時間の中では一瞬と呼ぶべき測定時間であること）は、福島原発事故による長期間の汚染継続の問題に重要な示唆を与えている。いわき市事件の土地について人為的汚染が存在する以上、汚染データの継続調査をすることは、上記のように法的責任が存在し続ける汚染原因者が果たすべき、最低限の法的責任と考えなければならない。いわき市事件裁判では被告である汚染原因者が自ら汚染測定を行った事実を踏まえれば、土地所有者と協議の上で、汚染原因者による汚染調査の取組みを継続・拡大することは可能なはずである。

さて人為的放射能汚染による土地利用妨害の評価で、「榎本訴訟」1審判決は、24時間365日での年間放射線量換算の数値を使ったが、その理由として「土地の利用は、所有者が立ち入るだけでなく、植物栽培、動物飼育など多様である」としたことは、土地の所有制度からは当然のことであり、このような評価方法を否定することは私的所有権の根本を否定することになる。人為的放射能汚染が存在しないときに権利を取得した土地所有者にとって、人為的放射能汚染がないことは所有土地の当然のあるべき状態であるから、上記の数値評価方法は、裁判では当然のことである。

ところで人為的放射能汚染が継続する場合に、権利侵害の回復を求める民事裁判で、上

⁽²³⁾ いわき市事件裁判では、立証作業で専門家による意見書提出は行われていない。本文3(3)3)②に書いたように、被控訴人(被告)の主張があるだけである。専門家が関与しない裁判が問題把握の限界を持っていることを、この裁判は示していると考えられる。

日本の公害・環境問題の歴史を振り返ると、裁判で専門家が果たした役割の重要性は公知のことである。そしてまた医学などの領域での被害者に対する取組みに深刻な問題があったことも公知のことである。これらについては、小田康徳(編)『公害・環境問題史を学ぶ人のために』(世界思想社、2008年)を参照されたい。

記4)のような訴訟活動を裁判所が要求するとすれば、原告の立証負担は極めて過大なものとなる。それだけではなく、汚染された土地を利用しようとするときに、放射性物質除去の裁判を提起しなければ汚染除去ができない土地を所有する者は、この過大な負担を長期間負い続けることになる。いわき市事件のような司法判断が続くとすれば、財産権制度の根幹である土地所有の被害を放置する法治国家となってしまう。そうならないためには司法判断が適正なものとなる必要がある。そしてそれに加えて、人為的放射能汚染の継続を防ぎ、汚染被害の発生する危険性をなくすために、人形峠事件のように、汚染原因者と汚染被害者の間で、汚染除去のための具体的方策について話し合っ合意し、それを実施するための取組みが必要である。

福島原発事故による継続する放射能汚染の解決のための取組みを進めるためには、汚染原因者が、人為的汚染の除去のための方策、スケジュールなどを策定し、提示することが必要である。いわき市事件裁判で原告は、被告が「ロードマップ」を作成して実施すべきであると主張したが、これについて裁判では判断されなかった。汚染原因者が「ロードマップ」を示し、私的紛争の当事者間での合意に基づく取組みを行うことが、実現しないとすれば、人為的放射能汚染の妨害排除を請求する裁判は、汚染がなくなるまで続けなければならないことになる。そのことを考えると、上記の取組みは、現在、実現されるべき重要な課題になっていると言える。その際に、人形峠事件では汚染原因者と汚染被害者の間で、「健康障害・環境汚染等」の不安を持つことが共通認識とされていたことを、想起すべきである。そしてウラン残土が置かれている土地だけではなく、存置されている土地から一定の距離にある地区住民の居住地などでの汚染危険性と不安についても当事者間で認識が共有されていたことも重要である。このような共通認識を前提とする取組みの合意と実施が、放射能汚染紛争の継続と深刻化を防ぐためには必須の条件である。

(2) 森林の放射能汚染継続への対処の責任と課題

森林の除染作業については、住宅に近接した森林や、森林利用者が日常的に立ち入る森林などについて、国と地方自治体が除染作業を進めてきている⁽²⁴⁾。いわき市事件の土地は山林であるが、その周囲は、前記3(3)2)で紹介したように、市道・県道、住宅、農地、集会所などがあり、生活空間が広がっているほか、本件土地のある山林に入ることができる「赤道」(公図道路)も存在している。このような地域環境を構成する本件土地の森林が、上記の行政による森林除染作業の取組み対象になっていないとすれば、その放射

⁽²⁴⁾ 林野庁『森林・木材と放射性物質—福島森林・林業再生に向けて』(平成26年12月発行)24頁参照。

能汚染の除去行為は、汚染原因者が行わなければならない。そうでなければ、本件土地と隣接する土地との間で、汚染物質が移動することは想定されるから、本件土地所有者と隣接地の土地所有者との間で、新たに別の放射能汚染紛争が発生することが考えられる。

いわき市事件の土地で土壌汚染が深刻であることについて、原告がサンプリング調査結果を証拠として提出していた。その汚染された土壌の飛散・拡散防止措置を取ることにについて、本件土地所有者と他の土地の所有者との間での紛争になり、裁判となることが考えられる。そうであるとすれば、汚染原因者が、土地からの汚染拡散問題に対処するべく、汚染調査と飛散防止などの対策を実施すべきことは、紛争予防のために、当然果たすべき責任である。人形峠事件の「榎本訴訟」裁判では、ウラン残土が土地に附合していると認定されたが、2審判決では「本件第2残土の有害性の程度や存置されている土地との結合の程度」によって「附合」の判断がなされる可能性を示していた（2（2）2）を参照）。いわき市事件では、人形峠事件のように「当該土地付近の地中に存したもの」ではないから、汚染原因者との関係で土地への附合という法的判断がなされることは考えられないが、問題は、本件土地の所有者の土地から移動した土、枝、葉、草などが、他の所有者の土地に移動した場合に、それら土、枝、葉、草などを誰が除去することになるのか。それら物質の汚染レベルによって、附合の判断を裁判で行うことが必要になる事態を事前に回避するべく汚染原因者が対応するようにしなければ、多様な紛争を発生させることになる。なお人形峠事件では、附合と判断されたウラン残土も除去されており、土地からの除去が可能だったことは留意すべき事実である。

放射能で汚染された広大な森林について、「森林再生とは林業振興であり、山村コミュニティの再興にほかならない」とし、森林汚染からの林業の復興を主張する早尻正宏（2015）は、福島のエコロジーの歴史と現実を踏まえて、重要な政策提言を行っている⁽²⁵⁾。そのような政策提言が現実化されていく場合でも、実施対象となる森林と、そうでない森林とに区分されることは、汚染森林の広大さと、汚染除去の日本全体での作業能力との関係からは、当然想定されることである。森林除染の対象拡大について「里山除染」としての国の行政対応の動きが報じられているが⁽²⁶⁾、これまでの国による除染事業、そして福島県が実施している「ふくしま森林再生事業」の取組みからも、実施対象の森林線引きは行われるであろう。したがって、仮に本件土地および本件土地と同様の評価がなされた土地が除染対

⁽²⁵⁾ 濱田武士、小山良太、早尻正宏『福島に農林漁業をとり戻す』（みすず書房、2015年）の「第三章」を参照されたい。

⁽²⁶⁾ 福島民友 2016年1月28日「森林除染で3省庁連携」、および、同2016年1月30日「森林除染対策、来月初会合」。

象森林とされないとすれば、長期間に渡って、人為的放射能汚染による利用妨害が継続することになる。それを解決する手段は、当事者間交渉での合意に基づく加害者の対応か、民事裁判での加害者の法的責任による作為確定での対応という、私法秩序での対応以外には、解決策がないことになる。

ところで一定の除染作業が進んでも、放射能で汚染された山林の生活に深刻な影響が続いていることを、金子祥之（2015）は川内村の「ヤマの生活」を取上げて明らかにしている⁽²⁷⁾。川内村は原発の爆発事故後、全村避難から全村帰村に向けて汚染除去の作業が進められてきた。しかし村民の生活を支えてきた「ヤマ」という資源は深刻な状況にある。金子（2015）は、「ヤマ」から得られる産物（山菜・キノコ・川魚など）の高濃度放射能汚染、そして「ヤマ」から得られる食品について政策支援（賠償と除染）から外されていること、さらには日常の食を介しての人間関係の亀裂が生じている、という三重苦の困難を明らかにした上で、そのような「ヤマの生活」の深刻な被害が、「意図的潜在化」と「問題の個人化」によって、解決されるべき共通課題として外に現れない現実を指摘する。そして原発災害から4年が過ぎ、長期的な復興策を考える時期では、「人びとの生活実態をふまえた政策論」が必要であるとする。金子（2015）が明らかにする「ヤマの生活」は、市場で評価される森林の経済価値では把握できない、人の生存基盤としての山野の価値であり、それが守られるべく、山野の放射能汚染が継続することに対して、幅広い法領域での対応が必要であることが示されている。

日本学術会議は2001年11月に、多様な学問分野の研究を踏まえて森林の多面的な機能の評価を行い「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」を農林水産大臣に答申している⁽²⁸⁾。その「はしがき」は、「本答申の趣旨と内容が、広く国民に理解され、国際的に一つでも多くの国や地域の合意を得ることができれば、21世紀において人類に新たな展望が開かれるものとする。」とする。日本学術会議が示した森林の多様な機能を、放射能汚染された森林で回復するためには、上記の早尻正宏（2015）の政策提言が具体化され、すべての放射能汚染地域の森林を対象としての制度対応が必要であり、また金子祥之（2015）が示す人びとの「ヤマの生活」の継承が実現するような政策対応が必要である。そのためには「広く国民に理解され」、理解が深まるように、多様な森林の問題を明らかにした上での政策の策定・実施が必要である。一方、時間

⁽²⁷⁾ 金子祥之（2015）「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害—マイナーサブシステムの視点から—」『環境社会学研究』第21号。

⁽²⁸⁾ 日本学術会議のホームページ「提言・報告等【答申】」（以下のURLで2016年2月8日閲覧。）<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-5.html>

軸の中で、汚染除去の取組みが遅れる汚染森林についての法的対応として、継続汚染に対する汚染原因者による対処の責任を果たさせるための、私法領域での取組みは必須である。

(3) 森林の空間的広がりに対する放射能汚染除去の責任と課題

日本の山林は空間的には海にまでつながる。環境省は、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを始めている⁽²⁹⁾。これは、上記の日本学術会議 2001 年 11 月の「答申」が示した森林の多様な機能についての理解・認識と合致しており、山林、人の住む所、川、そして海までが、つながりのある空間であることを踏まえた取組みと考えられる。

人形峠事件のウラン残土が置かれていた土地は、ウラン鉱石の採掘地だったが、ウラン鉱山というよりも里山と呼ぶべき空間である。ウラン残土事件の係争地から山を下って行くと、畑地と住居があり、そこからさらに下って行くと日本海も見えてくる。一方いわき市事件の林地では、隣接する山林が広がっており、東へ 1 キロもない近い場所にあるのは川内村の山林で、しかも保安林である。事件の土地から東へ 2.5 キロの所にはモリアオガエル繁殖地の平伏沼があり、これは 1941 年 2 月 28 日に天然記念物に指定された、自然価値と歴史的価値のある空間で、川内村の重要な観光資源である。いわき市事件の土地は、土地の南側を流れる川に沢筋や水路などでつながっているが、その川は川内村に入って行って他の河川と合流し、檜葉町を通過して太平洋につながっている。一方、土地に接する県道と市道は、川内村の住民が村から山を越えて西側の自治体へ行くときに使う道路である。

川内村は、放射性物質除去の取組みを進めてきた。住居、住居周りの森林、公共施設、道路、農地、農地周りの森林などの除染作業を行ってきた。2012 年 3 月に川内村の役場機能が村に戻り、村民が避難先から村に戻って生活ができるように、様々な除染作業が進められている。2016 年からは、「ふくしま森林再生事業」で村有林の除染作業も始まる。このような取組みを進める自治体の直近の土地にある放射性物質の管理と除去が、行政区域の違い（いわき市に所在）で実施されないことは、妥当であろうか。放射線量の比較と行政区域区分で除染対象を決める、放射性物質汚染対処特措法の仕組みに問題があることは、上記の事情からは明らかであり、法制度の根本的な見直しが必要である。

このような状況が立法・行政対応で生じているときに、いわき市事件の裁判はどうあるべきだったのか。いわき市事件の土地の周囲は、その地域の生活空間であることを本稿では指摘した。この事情に加え、上記のような隣接する他の自治体空間とのつながりを裁判

⁽²⁹⁾ 環境省のホームページで、環境省自然環境局自然環境計画「つなげよう、支えよう森里川海」（以下の URL で 2016 年 2 月 8 日閲覧。）。

<http://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/index.html>

での考慮事由とした場合には、本件土地の放射性物質除去が持つ価値・意味はその土地を超えた広がりを持ったものになる。人形峠事件では、上記（１）で指摘したように、ウラン残土が存置されている土地と距離のある生活・生産の空間への汚染の広がりについて、原因者と被害者の間で「健康障害・環境汚染等」について共通認識が持たれていたのである。そしてこのことを前提として、裁判（「自治会訴訟」）は行われたのである。これに対して、いわき市事件裁判はどうだったのか。１審で原告が提出した甲１号証（注（１９）参照）からは、本件土地が隣接する川内村と同じ汚染レベルであることが推認される。さらに甲２号証では、原告から現地の汚染調査を委託された者が、本件土地へ向かう途中の地域で放射能汚染が深刻であることを取上げて記述している^{（３０）}。１審判決は、「本件土地は、本件原子力発電所から西南西約三〇km」に位置すると認定しているが、本件土地が上で述べてきたような多様な空間とつながっていることを考慮してはいない。

いわき市事件裁判には、前記３（３）で取上げた問題がある。裁判では、本件土地の空間的つながり、人が移動する際に通る道路の直近にある事情などを、請求判断の考慮事項として取るべきだったと考える。被告側の主張立証での主要な根拠は、国による放射性物質の除去に関する行政判断と、事故後に制定された放射性物質汚染対処特措法による取組み内容にあり、本件土地の土壤汚染、そして周囲の空間が汚染されていることについては取上げられていない。原告側の証拠には上記のような周囲の状況についての調査者の記述はあるが、それ以外は本件土地の周囲の状況についての主張立証は行われていない。１審判決は「放射性物質によって汚染された面積が極めて広範囲」であるとし、しかしこの汚染の広範囲性が被告に与える影響の具体的立証は行われていないのに、汚染の広範囲性を被告への影響事由として取上げて判決の結論付けの根拠とした。被告の抽象的な主張立証を判断事実として考慮するのであれば、原告への影響事由として、汚染継続による権利妨害を裏付ける事実として取上げて上記の空間事情を検討することは、私人間の個別的民事紛争を解決する民事裁判の訴訟進行の中でも可能であり、必要だったと考える。１審の口頭弁論は２０１２年に６回開かれ、その最後の１１月２６日の口頭弁論で判決が言い渡された。裁判が進行しているときにも、そして裁判後の現在も、川内村の住民は本件土地の直近道路を通行しているのである。個別紛争解決の民事裁判であっても、広範囲の空間の放

^{（３０）} 本件土地のある、いわき市L町では「ホットスポットと呼ばれる地区」があるが、本件土地はホットスポットと呼ばれる地域には含まれない、と調査者は書いてある。取上げられている地区は本件土地から東南５キロ足らずの集落で、深刻な汚染が存在していたことが明らかとなっている。この地域の汚染問題は、小野美由紀「震災から２年、生まれた「除染格差」巨大行政区域・いわき市に切り捨てられた人々」（DIAMOND online）が紹介している（以下のURLを２０１６年２月８日閲覧）。<http://diamond.jp/articles/-/39053>

射能汚染問題と関係していることが認識されて、裁判は行われなければならないと考える。

(4) まとめ

原子力発電所の事故発生後に、広範囲の放射能汚染問題に取り組むために制定された放射性物質汚染対処特措法と、同法に基づく放射性物質の除去の取組みが、対象地域の線引きによってもたらしている矛盾は、いわき市事件裁判から明らかである。係争地の汚染が除去されないことは、そこに存在する汚染された「物」が、空気や水、そして多様な生物に媒介されて飛散・拡散することは、当然想定される。空間として隣接する土地が放射能で汚染されている場合に、その汚染された土地の汚染除去が裁判で認められないとすれば、近隣の土地では隣接地の汚染が継続している空間で、生活・生産などの人としての活動を行うことになってしまう。私人間の個別紛争を解決する民事裁判が、そういう影響をもたらすことを、社会での共通認識としなければならない。事故後に放射能汚染に対処するために制定された特別法を前提として、司法が法治の空白を作り出すことは、人権保障の最後の権力機関としては許されないことである。放射性物質汚染対処特措法が私法秩序への干渉を行う法律ではない以上、当事者間での話し合いでの解決、そして当事者間では解決されない場合には民事裁判権を持つ裁判所が、放射能汚染問題を解決しなければならない。問題解決への行政の取組みを前提として、汚染除去が行われない空間の汚染問題に関する私的紛争について司法判断を回避することは、法治の空白を作り出すことになる。

長期間にわたって継続する放射能汚染問題に対しては、地方自治体の区域区分による線引きでの取組みではなく、新たな取組みが必要であることを、いわき市事件は示している。それは汚染の空間線量の測定に加えて、汚染された土地の土壌汚染・水汚染なども含めた調査を継続して行い、それらに基づいて地域空間の広がりの中で放射能汚染の管理と対処を継続していく制度である。汚染調査を継続しながら、汚染対処が必要な土地を明確にし、その土地が周辺空間そして地域環境に与える放射能影響も明確にして、放射能汚染による多様な問題に対して、放射線管理が不要になるまでの期間、放射性物質を排出した原因者が対応する責任を負うことを内容とする法律が必要である。放射能汚染が継続する以上、問題解決の立法は必須である。その立法が行われるまでの間、放射能汚染による被害の救済問題、そして放射能汚染による土地と土地の間で発生する問題に対して、私法秩序に関する最終的な判断権限を持つ司法がどのような裁判を行うのか。我々は、裁判の過程全体について、分析と検証を続けなければならない。

日本弁護士連合会は、福島原発事故の約4分の1世紀前の第29回人権擁護大会で、シン

ポジウムの分科会「森林の明日を考える」での討論を踏まえて、自然享有権確立を目指した宣言文を採択した。そして自然享有権の核となる存在としての森林について、森林破壊の広範な地域での深刻化を取上げ、日本だけではなく世界が直面する多様な問題を明らかにし、解決へ向けた法の課題について検討作業を行った成果として次の書籍が、福島原発事故の約 20 年前に出版されている。日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会（編）『森林の明日を考える—自然享有権の確立をめざして』（有斐閣、1991 年）。同書では森林への環境汚染としては酸性雨問題が取上げられている。同書出版から 4 分の 1 世紀が経った今、放射能汚染からの森林の回復という新しい法的課題が加わったのである。同書第 11 章（296 頁）は、「新しい権利は社会の変化とともに認識され、それが社会的コンセンサスを得ることにより「私権性」を取得する」としている。

放射能汚染の継続からの自然空間の回復の権利を、私法秩序の司法判断で実現していくことが、今、法専門家に求められている。

5 おわりに

本稿の 3（1）2）⑤で、いわき市事件裁判で、被告が本件土地の除染について「現実的に不可能である」と主張したことを紹介した。こういう主張を、放射能汚染を発生させ、継続させている原因者が、事後の裁判で主張して汚染除去を拒否したことを、我々はどう考えるのか。被告は「一私企業としての限界」があるとも主張した（注（18）参照）。

事後的な問題解決の場で、原因者がこのように主張するのであれば、汚染事故に対する事前制度として、原子力発電事業者の事故後の汚染問題解決能力についての審査制度が必要であると考えられる。福島原発事故の後、原子力発電所の立地と操業に際しては、事故発生後の人の生命健康の安全確保のために避難計画の策定作業が行われているが、汚染による人の生命健康被害の発生を回避するための取組みについての原子力発電事業者の責任制度が必要である。そしてこれに加えて、長期の放射能汚染への対応策と資金的裏付けについて、原子力発電事業者に提示させて審査する制度が必要である。放射能汚染された空間が、自然放射能レベルまで汚染が解消されるための具体的方策と、その実施の費用確保の制度が必要であることは、福島原発事故から明らかである。

以上の立法がなされない間でも、このような汚染対応への事前準備がないままに原発事故による放射能汚染事件が発生した時には、福島原発事故公害を経験している以上、原子力発電事業者の土地利用における立地上の過失がある行為として、私法秩序では評価されなければならない。法治の空白が存在する土地空間は、作られてはならないからである。

地域放射能汚染の解決過程に関する事例比較研究

－広島・長崎、人形峠、東海村の教訓と福島原発事故－

三井物産環境基金 2012 年度助成研究

(助成期間 2013 年 4 月～2016 年 3 月)

研究成果報告書

2016 年 3 月

藤川賢・尾崎寛直・堀畑まなみ

片岡直樹・土井妙子・除本理史